

環境社会配慮助言委員会

第10回 全体会合

日時 平成23年3月4日（金）14：01～17：06

場所 JICA本部 229テレビ会議室

（独）国際協力機構

午後 2時01分開会

○村山委員長 それでは時間が過ぎましたので、第10回の全体会合を始めさせていただきます。

きょうは助言案の確定が4件、それから助言に関する説明が1つ。あと来年度の会合運営方法について、少しご相談をしたいと思っております。それが4点目になっております。

それではまずワーキンググループの会合報告と、助言文書の確定をさせていただきたいと思っております。きょうは4件ありますが、ちょっと今いらっしゃった委員の方もおられるので、先にお越しになっていた主査の方を優先して進めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

では、次第のほうでは1番目のスーダンのスコーピング案になっていますが、松行委員が今いらっしゃいましたので、少し後に回して、最初に2番目にインドネシアのスコーピング案に関する答申案の報告と確定をさせていただきたいと思っております。

ではまず主査をお願いした武貞委員のほうからご報告をお願いいたします。

○武貞委員 こんにちは。

それでは今、議長からご指示がありましたインドネシアのジャカルタ大都市圏港湾物流改善計画策定調査、マスタープランになりますけれども、このスコーピング案に対する答申案をご説明いたします。

まず、1ページ目の答申案検討の経緯ですけれども、ワーキンググループ会合は2月10日に開催されました。このワーキンググループ会合に参加をいたしました委員の名前、こちらの資料の1ページ目にありますように、村山委員長、それから原嶋委員、松行委員、石田委員、それから私で、私が主査を担当させていただきました。配付資料につきましては、そこに記載があるとおり、Interim Report、それからその後のマスタープラン作成に関するProgress Report、こういったものが資料として配付をされています。それから適用ガイドラインですが、本調査は2004年4月の旧ガイドラインの適用ということになっております。

そこで本日の全体会合に至っているわけですが、裏返して2ページ目の答申案のところをごらんください。ここでは下線が引いてある部分が全部で5つですね。それから実際のナンバーリングをしてある助言、答申案というのが6つございます。特に今回のマスタープラン調査に関連して、上の下線が引いてある3つ、それからナンバーリングでも同じ3つなんです、この部分は基本的に同じような課題について答申をワーキンググループとして出すということになっております。その基本的な問題、課題の部分なんです、一番最初の開発候補地及び代替案選定についてというところをごらんください。

今回のマスタープラン調査においては、この事業に関して、まず2段階の候補地、それから開発案の選定という作業が主たる作業として行われています。9カ所の開発候補地、具体的な場所ですね、港をどこに新規に建設するかという場所、これを9カ所まず選定して、その中から3つのオプションというものを検討しています。具体的には3カ所ではなくて、幾つかの場所の組み合わせも含めて、オプションを3つ、9つの候補地から3つのオプションを選定する。そのオプションのうちの一つを最適だというふうに結論づけた上で、その開発候補地の中でさらに3つの代替計画、オルタナティブというふうに言っていましたけれども、3つの代替計画を比較検討する。最終的にその3つのうちの1つをよしというふうに結論づけています。

これが大きなマスタープラン調査の中身、骨格になるわけですが、それに対して1つ目の答申案ですが、現段階の調査結果に基づいて見た場合に、開発候補地、つまり9カ所のうちのオプションの選定、それからそこで選定された1案についての代替案、3つのオルタナティブのうちのどれを選ぶか。開発候補地及び代替案の選定に際して、自然環境、社会環境も含めてですが、これらの影響が小さいものというのが選定されているように、どうも総合的な評価結果を見てみると、必ずしもそういうふうに言えないのではないかとというのがワーキンググループ員の見解です。

これは、特にマスタープラン報告書のプレゼンテーションもしくは表現ぶりの問題というだけにはとどまらなくて、開発候補地、代替案の選定に際しての評価項目間の関係、重みづけなどといった点が必ずしも明確にされていないのではないかとこの考えをワーキンググループ員として持ちました。

そこでそういった多様な評価項目間の関係、それから重みづけなどを明確にして、総合評価において選択された開発候補地及び代替案の適切さについて、評価判断の定量化も含めて、根拠の明確化、透明化に努め、調査報告書への記載を丁寧に行うべきであると。これが一番大きな問題意識としてワーキンググループの参加員が持った見解ということになります。

具体的にこの1つ目の大きな課題ですが、これについて具体的にはどういうところでそれがより特にあらわれているかということが、次の2つ目と3番目ですね。非自発的住民移転、それから3つ目の漁業海洋環境への影響。この2つの部分で特記される形になっています。

まず、2番ですが、代替案選定においては、新規港湾施設のフェーズ分けやアクセス道路建設箇所の組み合わせ、これはまだF Sに先立つ計画段階ということで、さまざまな建設計画の組み合わせを検討しているわけですが、その中で実際にどれだけの非自発的住民移転があるのかということが、必ずしも明確に報告書の中から読み取れないような形になっています。

そこでこういった非自発的住民移転のインパクトというのを、もう少し代替案ごとにクリアに整理をして、その評価結果をちゃんと調査報告書に記載するべきであるという答申を行いたいと考えています。

それから3つ目、これも同じように開発候補地及び代替案選定において、漁業、海洋環境への影響についての比較検討、またその判断根拠というのが必ずしも明確になってはいません。特に漁業については多様な漁業関係者及び現地に漁民の意見、サンゴ礁や干潟についての保全に関する専門組織・専門家の意見、そういったものの聴取が十分ではなかったのではないかと、いうふうに考えます。今後の調査においては今挙げたような点について十分に留意をした上で、さらに建設案によっては海上に港湾施設に通ずるアクセス道路を新設するという事も含まれていますので、この海上アクセス道路新設による影響も含めた漁業・海洋環境への影響を明確にすべきであると、そういった答申案を盛り込みました。

それから次の、ナンバーリングでいくと4と5になっております、ステークホルダー協議ですけれども、ここについては全く今まで行われていないというわけではなくて、マスタープラン調査の段階で行われてはいるんですが、それが十分とは言えないだろうというのがワーキンググループの端的な見解です。そこで4番ですが、マスタープラン段階という制約はあるものの、開発候補地及び代替案選定という重要な決定が行われる過程なので、ここから別な場所につくるというふうに後戻りすることはできないだろうというふうに考えられますので、特に将来の事業想定地域の関係者との協議、これが十分に行われている必要があるだろう。

具体的に言うと、先ほどの3番にありましたけれども、地元の漁民、漁協ですね、漁業協同組合、そういった人たちとの協議が必ずしも十分ではないのではないかと、いうことで、地域、特に事業想定地域の関係者との協議というものを行っていくべきだろうと。そのステークホルダー協議の結果を今回のマスタープラン調査の結果、評価判断のところにちゃんと活用していくべきだという答申案が4番になります。

それから5番目ですが、これは手続的な部分でもあります、今回のワーキンググループ会合の中ではステークホルダー協議は既に終了しましたということだったんですが、実際に旧ガイドラインの中ではマスタープラン調査に関連しては、2ページの一番下に参考ということで、その条項を挙げてありますけれども、マスタープランの最終報告書案ができたところで、もう一度ステークホルダー協議を行って、その結果を最終報告書に反映させるべきだという手続が規定されてございますので、これに従ったステークホルダー協議を行ってくださいということになります。

それから一番最後、その他ということで、本事業による環境影響の一つとしてアクセス道路の新設。これは先ほどの海上につくる部分とは別でして、陸上に新たにつくるアクセス道路があり得るんですけれども、この新設による水田への負荷というものもちゃんと検討して、結果に加えるべきだという答申を盛り込んでございます。一応、この6つですね。具体的な項目としては6つということで、答申案をお諮りしたいと思います。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

このような形ですが、ワーキング委員の方々から何か追加のコメントはありますでしょうか。きょうご出席の中では、原嶋委員と松行委員ですが、特によろしいですか。

それではほかの委員の方から何かコメントがありましたら、長谷川副委員長、お願いします。
○長谷川副委員長 ワーキンググループでないの見当違いなことを言いましたら、ちょっと訂正ください。

1つ目の1番の答申なんですけれども、まさにいろいろな要素がある中で、重みづけとかそれらの関係性を発揮させて、選定される根拠を明確にしろというのにはまさにそのとおりで、この指摘でよろしいかと思うんですが、その一つの理由として、1行目の最後のほうから、環境への影響が小さいものが選定されているわけでは必ずしもないというようになっておって、この表現から言うと、環境への影響が小さいものを選ぶようなというふうなニュアンスがここには出てくるんですね。ただし、ここでやったのは総合評価ですから、環境だけでなく、いろいろな面からも検討されて、どれか1つ選ばれるというふうなことだと思いますので、この1行目の最後の環境への影響が小さいものが選定されるわけでは必ずしもないというのはちょっと誤解を与えるような表現かなと思いますので、これはなくてもいいのかなというふうな気がしました。

ちょっと検討違いであれば、お教えください。

○武貞委員 すみません、この文章はもう私が完全につくったものなんですけれども。おっしゃるとおり、ご指摘のとおりかもしれません。環境に小さいものを選びなさいということを、アプリオリに今ワーキンググループとして主張する、もしくは答申するわけではありませんので、そこは誤解がないようにちょっと書き改めたいと思います。

ただ背景としては、実はマスタープラン調査報告書を今回ワーキンググループ会合等でも説明された資料には、総合評価ということで比較表が出ているんですけれども、その中で環境の部分については自然環境、社会環境を含めてですけれども、ある程度ネガティブな影響がありますよというマーカがついていて、それ以外のものについてはこういうポジティブ、例えば

渋滞が解消できるとか、幾つかのポジティブな要素についてもマーキングされている評価の結果、一覧表が出ているんですけれども、最終的に選ばれているのはそのポジティブなマーカーがついているものではなくて、むしろネガティブなマーカーだけがついているものが、なぜか選ばれている。

そういう結論になっていたものですから、ちょっと環境への影響がどうもあるのにそれを選んでるように見えてしまうということが背景としてあったので、こういう書きぶりに助言のほうはなくなってしまったんですが、そこは今、長谷川委員がおっしゃったように、必ずしもそれを進めるという趣旨ではございませんので、誤解がないようにちょっと文言は書き改めたいと考えます。

○村山委員長 ありがとうございます。今、スクリーンに出ている表が関係するものですかね。ちょっと見にくいんですけれども。基本的には今、武貞委員がおっしゃったように、私もワーキングの委員の一人だったんですが、イメージ的には環境影響がちょっと後回しになっちゃっている部分があったので、こういった表現が入ってきているかなという気がします。

○武貞委員 今、出ている図なんですけど、これは9カ所の地点から、適当でない地点を落とす最初の段階の絞り込みですね。むしろ次の絞り込みの段階で、3つのオプションのうち、9カ所の候補地のうちから、大体二、三カ所を選んで組み合わせをつくって、これですね。このやつで何となく……これだったかな、エフェクティブという緑のところはどちらかというところとポジティブな効果がある部分です。黄色いのが本来のネガティブな効果があったりするところ。

それから実は環境に関連するところ、ちょっと項目が細かくて見えませんが、いろいろと注意書きで配慮しなければいけないというようなことが書いてある部分がある、真ん中の赤枠で囲まれているものが、最終的にオプションとして選択されていると。それは何で環境への影響がどうもほかに比べると大きいように見えるものが、ここで選択されているのかというのはちょっと明確になっていないだろうというのがワーキンググループの委員の見解だったものですから、ちょっとこの環境への影響が小さいものが選定されるわけではないと書きぶりになってしまっていますけれども。

○平山委員 すみません。今の議論は、私、全く逆ではないかと思うんですけれども、前提としてはここにあるように環境への影響が小さいものをまず原則として選定をすると。ほかの事情がある場合に、その事業を勘案しながら、必ずしも環境への影響が小さくないものを結果として選ぶということがあるのも仕方がないのかなという、これがこの助言委員会ですべき仕事ではないのかなと思うんですけれども。

といいますのは、環境社会配慮ガイドラインというのに従って我々は仕事をしているわけですが、ここの中に総合的にいろいろな観点から候補地等の判断をなささいというところは余りなくて、環境配慮をなささい。それから社会的条件の配慮をなささいということを我々は議論することを求められているのであって、ですから、ここに書いてある環境への影響が小さいものが選定されているわけでは必ずしもないというのは、これは非常に適切なあるべき表現であるように、私には思われるんですけれども。

○村山委員長 ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

平山委員のご意見については、この委員会のミッションが環境社会配慮ということですので、当然考えなくちゃいけないというふうに私も思います。一方で、この案件も含めて、マスタープランのような少し上位の計画や政策あたりになってくると、いろいろなことを考慮しながら進めないといけないということもあると思うんですね。そういう意味で、長谷川副委員長がおっしゃったように、環境影響はもちろんなんですけど、ほかの要因も比較考量しながら進めていくという考え方が一方でやっぱり必要になってくるというふうに思います。

その中でどういうふうにそのウエートをかけていくかということは、これは本当に議論をしてもなかなか尽くせないところがあるんですけれども、少なくともこの案件の答申の一つについては、もう少しニュートラルに表現をするというほうがいいような気が私はしています。

この後の段階でF Sぐらいになってくると、もう少し細かい議論をする必要があると思うんですが、例えば環境影響を含めた総合的な評価がなされていないとか、そういった表現でいいのかなという気がしますけど。いかがでしょうか。

○武貞委員 ありがとうございます。平山委員、ご意見ありがとうございます。

村山委員長に補足していただいたというか、助け舟を出していただいたように、必ずしもその部分で議論がまだまとまるかなという気は私もちょっとしていません。マスタープラン段階というかなり上位の段階にあって、下のほうのステークホルダー協議なんかもそうなんですけれども、具体的に案がやっぱりまだ固まっていない段階で、どこまでぎりぎり詰めてやっていくのか。ステークホルダー協議にしても、余り情報が固まっていない段階でその地域の人々に混乱した情報を与えるんじゃないかというようなこともあって、議論がワーキンググループの中でもあったんですけれども、そういうある意味かなり初期の段階にあるということを考えると、非常に環境の部分について厳しい見方、厳しい意見というのを盛り込んでいくかどうかというのは少し考えないといけない部分もあるかなというふうに思います。

私自身、もう少しこのあたりは考えて、今、村山委員長にいただいたような文言も含めて検

討して、また皆さんにお諮りしたいというふうに思います。

○長谷川副委員長 平山委員がおっしゃったことは、この委員会の存在そのものにかかわるような、非常に重要なことだと思います。

恐らく平山委員と私、それほど意見の相違はないと思うんですが、ただ私がこの委員会に臨むに当たっては、どれだけその案件の中で環境面が公平に留意されて見られているかというあたりを、ぜひとも判断していかなくちゃいけないと。環境だけが軽んじられていると、そういうふうな進め方がないかなと、その辺が非常に重要だなといつも思っております。そのためには環境だけを押し出すんじゃなくて、ほかの側面がやはり環境と同じような公平さで見えてやる。そういった配慮がないと、環境そのものも十分配慮してやろうというふうにはなかなかないかなと思うんですね。

そういうふうな考え方から、この1番目の先ほど私が指摘したあたりが、環境さえよければいいんだという、ちょっとそういったニュアンスがややあるのかなと思ったものですから。誤解のないように、ある程度少し修正したらどうかなといった、そういったつもりで言ったまでです。

○村山委員長 岡山委員、どうぞ。

○岡山委員 最後の段階になって大変申しわけないんですが、前回の全体会議のときにも、最後にちょっとこの案件について一言加えさせていただいたんですけど、もし可能であるならば、その他のところに、これから恐らくこの本件のフィージビリティスタディが始まっていくんだと思うんですけれども、ジャカルタ湾にジャカルタ市内の河川から流出する廃棄物量が、年々非常に上がっているんです。ですので、河川から湾に流入する廃棄物に留意されるとよいというぐらいの一文があるとよいかなと、ちょっとすみません、思っております。

○村山委員長 今の件はどうですかね。説明がありましたか。原嶋委員。

○原嶋委員 事務局のほうで何か説明するんだそうです。

○事務局 今お話のあった件が、チリウン川の話というふうに理解をしているのですが、こちらは岡山委員のほうから全体会合で、そういうご質問をいただいたので、ワーキンググループの中でスライドをつくりまして、影響がないことを説明しております。

○岡山委員 説明があったのなら結構です。ありがとうございます。

○村山委員長 それではほかはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

田中副委員長、どうぞ。

○田中副委員長 平山さんと長谷川さんそれぞれ、多分同じことを両面から言っているように

思うんですが、恐らく我々のミッションとして環境社会配慮を適切に行われているかどうか見ていく。この話と、それからプロジェクト主体が、あるいは事業者側がどういう評価を行って、総合的に総合評価を行って、ここで言えば代替案なり、開発候補地を選定していくか。そのプロセスが適切であるかどうか、そういう話と2段階あるわけですね。

どうもここで書かれているわけでは必ずしもないという、何か含意としては環境への影響が優先されない形で選定されていることについてのある種の評価が入っているという、評価というか意思が入っている。そこの表現をもう少しニュートラルにしたらいいいんではないかという意味では、私は賛成です。ですから、事実として環境への影響が小さいものが選定されていないという事実があるというのはいいと思うんですね。それはそのとおりですから。

その上で、ただ最終的にプロジェクトの候補地を選定するときに、やっぱり事業者側の総合評価をして、ある経済性であったり、社会性を持って選定する。これはこれであり得ることだし、またそれは妥当なことだろうと思うんですね。ただその際にやっぱり環境面を見たときに、決定的にこれはまずいとか、総合比較考量した上でやっぱりそこはもう少し環境面のことを配慮する案のほうがいいんじゃないかと。こういうことはこの審査会で表明する必要があると思うんですが。

ある種の事業者の総合評価のあり方というのは、留保をされるべきではないかというふうに思います。

○村山委員長　ありがとうございました。統合評価の扱いについては、この案件に限らず、恐らくきょう3つ目にやるウガンダの事例にも関係するんですね。これはもう本当にずっと議論をしていて、私ももっと議論をしたいんですが、総合評価になっちゃうと、次元の違う項目を扱わないといけないので、環境と経済と社会をどうやって比較するかというのは非常に難しいですね。ですから、その点についてはまた別途何かの機会に委員の方々と議論をぜひしたいと思いますが、この案件の答申については、また武貞委員のほうでまとめていただいて、メール審議とさせていただきたいと思います。

○武貞委員　ありがとうございます。

○田中副委員長　ちょっと1点だけ。1番のところで、4行目に評価判断の定量化を含めて、根拠の明確化と書いてありまして、この評価判断の定量化というのは、よくあるのは定性評価に丸、三角、バツだとか、ABCでやったり、こういう項目間の比較をしていって、最終的な総合評価ってあると思うんですが、ここで書いている評価判断の定量化というと、丸、三角、あるいはバツのそこを定量化しようという意味なのか。そもそもその判断基準なり、あるいは

評価基準の側を定量的にセットすべきだということなのか。ちょっとその意味を教えていただきたいと思います。

○武貞委員 ワーキンググループの中でこの議論になったわけですが、一つは比較、例えば自然環境についてはこういう影響があります。それから経済性とか渋滞解消という面でこういう影響がありますということで、項目それぞれについては何らかの評価が下されている。そこも必ずしも定量的に判断されているものばかりではないと思うんですが、今度その評価項目ごとを並べて総合的に判断をしたときに、結局どこを事業主体もしくはJICAとしてウェートを置いているのか。その部分は、今回の場合はやっぱり余り明確になっていないだろうと。そこが一番大きい問題だろうということもあって、その評価判断、比較の部分を特に定量化できる部分は、それに含めてもらいたい。そういう趣旨でこの文言を書いております。

○田中副委員長 ちょっとやりとりさせて。ごめんなさい。つまり、よく評価させていくときに、そのウェートを1.2にするとか、1.5にするとか、そういうことは行われていると思いますが、そのような趣旨でしょうか。

○武貞委員 はい。そういう趣旨でございます。

○村山委員長 それではよろしいでしょうか。どうぞ。

○原嶋委員 今の廃棄物の件は、事務局から岡山先生のほうに資料を一応送っていただいて、目を通していただくということでお願いしたい、確認していただいたほうがよろしいかと思います。

○村山委員長 チリウン川の廃棄物の件ですね。

○原嶋委員 はい。ワーキンググループでは提供されているんですが、多分現地にもいつてらっしゃるので、一度目を通していただければ。よろしく。

○村山委員長 はい。じゃ、後ほど資料をお渡しいただければと思います。ではよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、この件についてはこれで終わりにさせていただきます。

では、最初に戻って、スーダンのスコーピング案に関する助言案の報告と確定を行いたいと思います。

では主査の松行委員のほうからご報告をお願いいたします。

○松行委員 これはスーダン国南部スーダン・ナイル架橋建設計画のスコーピング案に対する答申となっております。こちら適用ガイドラインが旧ガイドラインということで、助言案ではなくて答申案ということでお諮りしたいと思います。

ワーキンググループとしましては、2月8日に行いまして、出席された委員は石田委員、高橋委員、田中委員、谷本委員、松下委員と私ですが、岡山委員は欠席されましたが、事前にコメントと質問を出され、その後、JICAからの回答に対して、またご意見を出されていまして、ワーキンググループの委員となっております。

それで1枚めくっていただきまして、答申案についてなんですが、まずこの事業の意義・背景についてなんですが、その前に少し事業について簡単にご説明申し上げますと、スーダンの内戦後の平和復興のために、物流のボトルネックとなっているジュバというところに橋をかけて、経済復興をすることによって、平和復興をしていこうというもののなのですが、まず1番の先方政府の開発政策や上位計画に盛り込まれている本事業計画の意義や位置づけ、代替案の選定プロセスに関して明確化するとともに、環境社会配慮面から最適な計画案を選定すること。このことについてなんですが、まず後に出てきますが、一つの疑問としてどうしてこのような代替案が出てきたのかというのが挙げられました。出てきた代替案というのはありますか。

○JICA河添課長 代替案の表は用意していません。

○松行委員 ないですか。このナイル架橋の位置がもう少し上のものか、下のものかというのと、あとこの左側のルート路線というんですか、これの位置が異なっているものが2段階として代替案として出てきました。

実は、もう少し北側にもう1本、既存の橋がかかっていまして、どうしてこれじゃいけないのかと言うと、この橋がかなり弱いもので、これから交通量がふえていって、かなり過積載の状態で、それでこの橋が耐えられないということで、もう一つこの橋をつくろうという計画になっているのだそうですが、この既存の橋を補強して、新しい橋をつくらなくていいという代替案があるんじゃないかというような疑問が委員のほうから出されまして、ただJICAからの回答としましては、上位計画のほうに既にこの新しい橋をつくることが入っているというようなことが挙げられておりました。なので、ここで上位計画に盛り込まれている本事業計画の意義や位置づけなどをもっと明確にするようにということを、助言案として出しております。

2番目に関しましては、計画の前提となる現況の交通量、将来の交通量予測を明確化すること。これは特に現在どれくらいの交通量があって、将来の予測がどうなるかというような具体的な数値が出されていなかったということから、この2番目の答申案を出しております。

次、事業機関の実施能力についてなんですが、まず関連法制度の実効性、実施機関の実施能力についても調査にて確認し、平和利用に向け、実施機関の能力強化策を検討することということで、内戦後ということで、かなり実施機関の実施能力というのが衰えているのではないか

ということで、こちらが出ております。また、計画から施工、工事段階のみではなく、供用、運用時点での実施機関の能力を予測評価し、必要に応じて強化していく計画を検討すること。これも先ほど申し上げたようなことと同じ理由についてです。

続きまして、調査TORについて、5番目になりますが、調査において実施する環境影響評価、住民移転計画の項目及び具体的な調査内容を明確化することとありますが、フローって出ますか。今ここでかけられているのは、この第1次調査のところになりまして、この次、第2次調査、第3次調査が行われます。そこで具体的な住民移転計画などが計画されるわけなので、そこにおいて第2次、第3次調査における具体的な調査内容をもっと明確にしてほしいということになります。

○JICA河添課長 すみません、これも時期が違ってはいますが、1次調査と2次調査は2010年になるんですけれども、これは2011年になります。これが第3次です。

○松行委員 これが第3次ですか、すみません。

続きまして、代替案検討についてなんですが、代替案として新設橋梁の位置の検討を中心に行われているが、現行道路の既存橋梁の増強案も選択肢に含めること。新設橋梁とアプローチ道路を一体とする総合的観点から検討することなど、代替案の検討内容を具体的に記述することということで、ここでは2つのことが言われていまして、最初の現行既存橋梁の増強案というのは先ほど申し上げましたとおりです。あともう一つ新設橋梁とアプローチ道路を一体化する総合的観点から検討することなんですけど、ちょっと先ほどの地図を出していただけますか。

これです。具体的な代替案としましては、この橋がもう少し上に行ったものはこちらということと、あとこの西側の赤い2,400メートルのこのアプローチ道路の位置になっています。最初にいただいたスコーピング案ですと、まずこの橋の位置の評価を行ってから、一つの橋の位置を選んで、その後幾つかのルート案を立てて、それに対する評価を行っています。ただ本来としては、橋とルート案両方を合わせたものを総合的に評価するべきではないかということで、この6番の新設橋梁とアプローチ道路を一体とする総合的観点から検討することというのを入れています。

次、ステークホルダー協議についてなんですが、この案件では主に橋につながる道路のところで、非自発的移転が生じます。その非自発的移転を中心としたステークホルダー協議の実施の戦略を、南部スーダン政府の当該部局との協議を通じて明確化、明示化することということと、特にこの復興中の過渡期であることを考慮に入れて、マイノリティや弱者の意見が十分に取り入れられるような形で、架橋建設により影響を受けるステークホルダーの意見が計画に反

映されるようにすることということを入れております。

続きまして、スクリーニング案・スコーピング案についてなんですが、ここでは9、10、11、12、13、14、15、7項目について挙げております。最初の5項目がスコーピング案に対するもので、最後の2項目がスクリーニング案に関するものです。これはどれも実際、そのスクリーニング案、スコーピング案の表にされているレーティングがちょっとおかしいのではないかとというようなご意見です。

まず9番としましては、河川流況、河川生態系、水質汚濁、底質汚染の項目において、河川内に脚柱・橋脚を立てる場合には、供用時に事業による影響が発生する可能性が考えられるため、評価内容を再検討し、必要に応じてレーティングの見直しを行うこと。10番、地形地質、土壤侵食に関して、橋脚など構造物による流況変化に伴う工事中及び完成後の河岸の侵食などを再検討し、必要に応じてレーティングの見直しを行うこと。11番、廃棄物に関して、建設廃棄物、建設残土による影響を再検討し、必要に応じてレーティングの見直しを行うこと。12番、大気汚染、騒音振動、悪臭の項では、サイトは新たな道路からの車による大気汚染、騒音振動、悪臭が発生する可能性があるので、供用後の評価について再検討し、必要に応じてレーティングの見直しを行うこと。13番、景観については、景勝地、宗教・文化的に重要な意味を持つ地域に限らず影響を検討することが必要であり、スコーピングの評価を再検討すること。なお、土取り場・碎石場などの景観に与える影響も検討することというのがスコーピング案に対する答申案になります。

次、スクリーニング案に関しましては、14番、非自発的住民移転の影響をマイナスA評価とした根拠を追記すること。15番は、地球温暖化について、これちょっと後でもう少しちゃんと日本語を直します。地球温暖化について備考（根拠）によれば、「渋滞緩和による温室効果ガス排出量が減るとしている」とあるが、この根拠を明示することとあります。

次、河川・湿地に関する環境影響調査についてなんですが、この新しい橋の周りが湿地帯だそうでした、ただこのナイル川や湿地帯の生態系などについて余りまだ丁寧な調査がされていなく、どのような生態系が存在しているのかがまだ不明瞭な状態にありました。そこで工事中及び完了後の水質汚濁、河川の形質変化、状況変化などによる魚類、その他生物及び湿地生態系への影響について、より丁寧に検討を行い、必要に応じて軽減策などの対策を検討することとなっています。

続きまして、社会影響調査についてなんですが、まず17番に関しては、家屋・商店・農作物・家畜に対する補償や、移転先候補地として検討されているUNHCR管理跡地の——これ

もすみません、いきなりちょっとUNHCR管理跡地というのが出てきてしまうんですが、そこら辺にUNHCRの管理跡地というのがあって、そこに非自発的移転になる方が移転候補先として挙がっているということで、ここでUNHCR管理跡地というのが出てきております。

すみません。続けます。UNHCR管理跡地の移転計画の進捗確認を含めて、適切な住民移転計画が策定されるよう、より丁寧に検討を行うこと。18番、社会経済調査にて、被影響住民の生計手段を調査し、影響を把握し、緩和策を検討すること。ナイル川の水産に依存する住民が存在する場合には、事業による影響の有無及び軽減策などを検討すること。20番、事業の工事中及び完成後における住民の河川水利用（生活用、農業用など）への影響を再検討することとあります。

最後に、スコーピング案の書き方、示し方についてなんですが、スコーピング案の最後に「総合評定」という表が載っておりまして、そこで一番左に総合評定とありまして、次、それぞれの段階別にサイトクリアランス施工中、供用開始後それぞれの影響について、AからDまでで評価をしているのですが、幾つか矛盾と見られる総合評定がありまして、そこについてなんですが、総合評定における評価基準の考え方を整理し、明記することとなっております。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。それではワーキングに参加された委員の方々から、何か追加のコメントがありましたらお願いします。

高橋委員、先に。

○高橋委員 この中身そのものじゃなくて恐縮ですけども、今回私も参加をして、ワーキンググループでこのスコーピング案に対する答申を求めたんですが、この南部スーダンの独立に伴う全体事業といいましょうか、これからの見通しはどうでしょうか。せっかく私ども参加をしてまとめたものですから、どういうふうな取り扱いなり、見通しになるのか。もしおわかりでしたら、お聞かせいただければと思います。

○村山委員長 いかがでしょうか。

○JICA河添課長 審査部がすべて所掌しているものではございませんので、地域部に確認した上で、どの様な復興支援をやっていくのかという点について返答させていただきますでしょうか。

○高橋委員 別にそんな厳密にということではなくて、ただせっかくまとめたのに、この事業は全く新しい政府で関係なくなるのか。あるいは引き続きやるのかとか、その程度のことで、今、わからなければ後ほどで結構です。

○JICA河添課長 その意味では、この案件については引き続き実施をする予定になっています。

南部スーダンが新しい政府を樹立した後でも、新しい新政府に対する支援、あるいは平和構築、当該国の発展のために事業を進めるという方向は変わりませんので、本案件は引き続き重要性を持っているというものでございます。

○高橋委員 どうもありがとうございました。

○村山委員長 岡山委員。

○岡山委員 私も実は同じことを以前少し質問させていただいて、ちょうど南スーダンが独立したときだったんですね。それともう一つ、もし本当に大型の橋をかけるのであれば、その橋そのものの景観について少し意見を述べさせていただいたんですが、基本的に、私はワーキンググループに出席させていただいておりませんし、その後も参加者とはとても恥ずかしくて言える状況ではございませんので、1ページ目、松行さんにはせっかく加えていただきましたけれども、私の出席の部分は削除していただけたらありがたいなと思うんですが。

○村山委員長 削除というご意見ですが。ただ助言案の中にコメントは反映されているんですね。

○岡山委員 いや、ないと思います。

○松行委員 いえ。岡山委員からは景観についての助言案に入れてほしいというご意見がありまして、ちょうど同じ内容が既にワーキンググループで話されていたので、その中に含めるという形で反映をしましたので、私としてはここに入っているだけでも全く問題はないと思っているのですが。

○岡山委員 ありがとうございます。問題がないのでしたら、ちょっと恥ずかしいんですが、ありがとうございました。

○村山委員長 それでは表現はこのままということで進めさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。谷本委員、どうぞ。

○谷本委員 今の話なんですよ。新しい政権がというか独立後のということで、最初の事業の意義・背景と、それから事業実施機関の能力ですね、ここのところに、独立後の「新政権の」というか、「新しい政府の」というのを枕詞を入れて、両方とも。その部分できちんとしっかりやってほしいと。その相手に対しても、あるいはJICAに対してもということで、ポツで言えば1、2、3、4にかかるような言葉を入れていただければより明確になるんじゃないかと。

以上です。

○村山委員長 松行委員、いかがでしょうか。

○松行委員 ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、私もちょっとこれ読み直してみ、ちょっと意味が通りにくいなのがありましたので、そのように少し変えてみたいと思います。

○村山委員長 少しその点、修正を加えるということをお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。大体よろしいですか。どうぞ、長谷川副委員長。

○長谷川副委員長 助言の一番最後、総合評定のところなんです、私もほかの案件を担当したときに、この総合評定が非常に基準も含めて複雑怪奇というか、よくわからないところがあって、できる限り助言として上らせていただいたこともあったんですが、これは質問になると思うんですが、ワーキンググループを今回やられて、総合評定そのものを助言をわざわざ言っただけで、新たにしっかりと書かせるほどの意味合いが、この総合評定というものにあるかどうかというその辺の判断をどうなさったかということなんです。

というのは、個別評定をやって、例えば建設時、この環境項目がAでありますとか、Bでありますとか、それから供用時にほかの別の項目がCでありますとか、Dでありますとか、というところで、それじゃ本番のE I Aの中ではどの環境項目をやりますよということが、そこはピックアップできると思うんですね。わざわざ総合評定までいって、総合評定でこうだったからそれは入れますというふうな判断のほうが少し無理があるのかなというふうな、私自身は思ったんですね。

もしそうであれば、この総合評定自体、そんなに力を入れる必要がなく、助言あたりもそれほど神経質にしてやらなくてもよかったのかなと思うんですが、私はこれ、否定するつもりはありませんけど。これについて、今回ワーキンググループの方々、どんなふうにここまで持ってきたのか。もう一度お教えいただきたいんですが。

○松行委員 特に総合評定の位置づけなどについては、話が出ていなかったのですが、例えばここで施工中の評価がマイナスBで、供用開始後がプラスBで、総合評定がマイナスBになっているかと、そういったなぜこの2つを合わせるとそうなるのかというのがちょっとわかりにくいところがありまして、あとこれはワーキンググループで話し合われたところではないのですが、このスコーピング案の表を見ますと、一番左に総合評定があって、総合評定がちょっと太くなっているんですね。こういうことを考えますと、やはりどちらかと言うとそれぞれを見るのではなくて、総合評定に目が行ってしまうのではないかというのは、今、ご指摘をされまして、私は個人的に感じたんですが、このご意見を出された田中委員から何かつけ加えることがあれば。

○田中副委員長 この総合評価の表、出ますか。

○JICA河添課長 すみません。この中に含まれていないのですが。でも、参考までにどういうものかというのを。これですね。

○村山委員長 何かあれば。

○田中副委員長 実はこの総合評価というのは、事業のプロセスからいけば計画段階、それから工事段階、供用段階とあって、どのプロセスをとるか、どの段階の評価を行うかというのがありますね。そういう意味での総合——つまりここではサイトクリアランスと施工と供用開始後という3つの段階を設定して、それぞれに評価をしているんですね。その上で総合評価となって、果たしてその総合評価という「評価」という言葉のキーワードも含めて、ワーディングも含めて、どういう考え方で、じゃここは選んでいるんですかと。ですからむしろ総合評価というよりも、例えば供用後に及ぼされる影響とか、そういうふうにある段階に特化したほうがいいんじゃないかとか、そういう議論もありました。

ですから、その総合評価を置く考え方、基準の考え方を明確にしてくださいというのが、この意味ですね。議論の意味でしたね。ということです。

○村山委員長 今の田中副委員長のお話を聞いていると、恐らく長谷川副委員長がおっしゃったこととほぼ同じように思いますが、総合評価という形で加えるのであれば、その考え方を示してほしいということですね。

長谷川副委員長、むしろそれはもうなくてもいいというような感じかなと思いますが。

○長谷川副委員長 先ほど言いましたように、必ずこの総合評価という欄がついてくるんですね。これはもともとJICAさんのお示したそういったフォーマットの中に昔からあったものですから、ずっとそれを踏襲してやっているんですけども、それがかえってあることによって、個別でやると非常に重要な影響なんだけれども、総合化してしまうと何か薄れてしまってなんていう印象が、この助言でもそういうふうな雰囲気があると思うんですね。だから、なおさらその総合評価というのをなくしたほうがよりすっきりしていいんじゃないかというのが私の思いで、ちょっと今回の考え方をお聞きしただけなんですけれどもね。この助言自体を否定しているわけでは、先ほど言いましたように、ありません。

○村山委員長 わかりました。事務局、何かありますか。

○JICA河添課長 この考え方、特に今回議論になったのは、空欄もあったりとか、あと総合評価のところに、施工中と供用後で評価が違うものを合わせて評価している等、評価のやり方だと思うんですね。

如何にこのスコーピングの案、表を使っていくかということなのですが、基本的には全部の項目を評価することとします。環境社会配慮の観点からは、緩和策を講じること、あるいは負の影響のほうがやはり重要であるとも考えておりますので、そのような緩和策をしっかりとるという意味で、負の影響を勘案しながら、漏れの無い調査・予測・評価を行うために、このスコーピングの表をつくっていくということであると思います。

あともう一つ、総合評定のところですが、ここの書きぶりは、例えば施工中とか供用開始後のところについてそれぞれ評価が埋まりますので、総合評定のところでは負の場合と、あと正の場合もあるのであれば、正の場合も、並べて表記するということで整理したいと思います。

○長谷川副委員長 いいか悪いかというのはわからないんですけども、あえてそこまでやる意味があるのかなということなんですね。その総合評定があったから、それがどうEIAをやる際のTORに結びついてくるかというのは、そんな単純なものじゃないと思うんですね。

先ほどおっしゃったように、全体像を見て、一つ一つA B C Dつけていって、それでこれを、この時期については焦点を当ててやりましょうという、もっときめ細かな方法がTORの中に入ってくると思うんですけども、であるならば、それを一たん総合化した総合評定というのはどこで使いようがあるんだという話になってしまうんですね。

ここにあるように、よりこれをやったがために誤解を生んだり、それから先ほど言ったように、本当は注意なくちゃいけないところが、印象的に抜け落ちてしまったりという弊害のほうが多いんじゃないかなと。私はそういうことを言いたかったんですね。

○JICA河添課長 わかりました。総合評定だけで見ると、時としてバランスがとれていないではないということですね。あるいは本当にフォーカスが合っていなければいけないところがあるられていないというので、この表自体が、要するに意味をなさなくなってしまうということですね。総合評定のところだけを見ると。

○長谷川副委員長 表自体はいいんです。ただ総合評定をやることによって、せっかくやったものが台無しになってしまう。そっちのほうですね。

○JICA河添課長 わかりました。では、そのあたりの表のつくり方についてはもう今後の話もありますので、こちらのほうで運用のルールを検討させていただきます。総合評価というのを入れるかどうかというところが問題だと理解しましたので。

○村山委員長 よろしくお願いたします。結構時間がかかっているんで、余り議論を深められなくて申しわけないんですけど。恐らくかなり事業がはっきりしてきた段階では、その総合評定は余り意味がなくなってくると思うんですね。ただ上位段階だとある程度、その代替案の

比較をしなくちゃいけないので、総合的な評価というのは多分必要になってくるような気がする
るので、そういった点もあるかと思いますが、長谷川副委員長がおっしゃるように、余りその
位置づけが明確になっていない部分が確かにあるので、ほかの案件も含めて、一度整理をして
いただければというふうに思っております。

では、この案件については大体よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の案件で、資料がそろっているのが、4番目のベトナムの環境レビューに関する
助言案の報告、確定です。現在1件当たり30分ペースで、きょうはかなり丁寧に助言案の確
定をしていただけていますが、要約していただけたところはその方向で紹介いただけて構い
ませんので、よろしくお願いをいたします。

ではベトナムの環境レビューについては、柳主査にお願いをしましたので、ご報告をお願い
いたします。

○柳委員 それでは最初に事務局からこの案件について、簡単に紹介していただけますでしょ
うか。

○河野課長 わかりました。本事業はベトナムの南部、ホーチミン市のさらに南部に通る高速
道路、4車線の道路を建設する事業であります。アジア開発銀行との協調融資になっておりま
して、アジア開発銀行の借款につきましては、昨年12月に既に承認されているものです。今回
の案件はそのうちの1区間をJICAで検討しているというところなんです。本事業の背景でござ
いますけれども、3点ございます。①ベトナム南部地区の円滑な物流の確保、②ホーチミン市
内の交通渋滞の解消、③メコン地域の持続性の促進、こういったことを背景として事業を行う
というものでございます。

案件の位置でございますけれども、青のラインが高速道路の計画であります、今回の事業
は赤のラインです。ホーチミン市の南部になりますが、ベンルック、ロンタイン間の57キロの
道路と橋梁を建設するというものです。そのうち、円借款対象につきましてはちょうど3つに
分かれている区間の真ん中の区間について借款を供与するということです。アジア開発銀行は
既に西側の区間につきましては既に借款の承諾を行っていて、2012年に円借款のさらに東の区
間について検討をしていくということでございます。円借款の対象につきましては、2つの長
大橋を含む約11キロの区間及び高速道路交通システムの導入を考えているということです。

環境社会配慮の関係ですけれども、ガイドラインは新ガイドライン適用で、カテゴリー分類
はAです。環境社会配慮文書の状況でございますけれども、EIA報告書につきましては既に
2010年9月に承認済みであります。住民移転計画につきましては、実施機関であるVECによ

って作成済みであるということです。

工程ですけれども、上の段が事業全体の区間で、既にADBについては1本目のローンを承認しているというところで、JICAにつきましては下段のオレンジに囲まれているところですから、これから審査を行って、2011年の前期にL/A調印を行うということで考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

○柳委員 ありがとうございます。

お手元の配付資料をごらんください。助言案の検討の経緯ですけれども、ワーキング会合を2月16日に行いました。ワーキングのグループの委員ですけれども、武貞委員、佐藤委員、満田委員、それと私ということになっております。

それで助言については、メール審議も踏まえて、この助言案を確定するための作業を行ったわけですが、後ろのページをごらんください。助言については大きく3つの項目について助言を述べております。

まず一つは、今説明がありましたように、このベトナムの南北、高速道路建設事業というのは、ベンルックとロンタインという都市の南側を走る架橋でありまして、この高速道路自体のJICA部分というのは橋で構成するというものであります。そういう意味で1番目の助言は、長大橋建設に伴う自然環境への影響についてということで、メコンデルタの地域にありますので、そういう意味でこの当該地域での生態学的負荷、産卵とか、稚魚の成育、魚の回遊とか特定種の移動、底棲生物の軽減——ここに括弧が抜けていますけど、括弧を入れていただいて、に向けて、絶滅危惧種に該当する種の存在の有無にかかわらず、当該地域における生物種の把握と生活史、それから生物季節を把握して、施工スケジュールに反映させることというのが1点目の助言の内容であります。

次に、非自発的移住ということで、職業転換ですとか、それから代替農地取得を含んでおりますけれども、これに関する助言も2から6まで述べられております。この事業では、非自発的移住というものが起こるということで、これが大きな環境影響を及ぼすのではないかとということで、ワーキングではこの議論がほとんど中心になっていたわけでありまして、具体的な内容としまして、2のところをごらんください。被影響住民が生計回復ですとか、それから職業転換等の移転後のプロセスについてでありますけれども、長期間にわたる注意が必要であろうということで、特に以下の点で十分な配慮が必要であるということ、実施機関とJICAとADBで確認して、意識の共有化を図ってくださいということです。

その具体的な内容は（ア）と（イ）に記述されておりますけれども、外部のモニタリング機関がモニタリングを行うということになっておりまして、モニタリングの期間は一応3年間ということを想定しております。この被影響住民の動向ですとか、生計回復の状況を見つつ、このモニタリング期間の延長も含めた柔軟な措置を講じてくださいということで、柔軟な措置をとる必要があり得ることというのが案に書かれた助言の内容です。それから（イ）ですけれども、被影響住民が移転後に持ち出す要望ですとか苦情、こういうものについて当初の合意と異なっていたとしても、柔軟に対処してくださいということで、可能な限り柔軟に対処することというのが助言の内容であります。

3点目ですが、住民移転計画の最終版、これも住民移転計画は移転後のスケジュールが、先ほども説明がありましたけれども、最終的にはことしの6月か8月ぐらいということでありますので、この住民移転計画の最終版や市場価格調査、代替農地の確保状況、住民との協議や合意などについてはADB任せにしないで、JICAとしてもその妥当性を確認してくださいということであります。JICAとして、節目ごとにレバレッジのきくタイミングと言っていますが、例えばL/A発効ですとか、ディスバースメントのような時期をとらえて、実効性のある確認というものを行っていくことができるようにしておいてくださいというのが、3点目の助言であります。

4点目は外部モニタリング期間によるモニタリングの結果、講じられた措置が不十分、もしくはさらなる措置が必要だと判断された場合には、JICAとそれとADBもモニタリングによってもたらされた情報というものを主体的にチェックして、外部モニタリング機関の判断だけに委ねないように、実施機関間で確認をしておいてくださいということで、この外部モニタリング機関に判断を委ねないということを、実施機関との間で確認しておくことという助言案であります。

5点目ですけれども、複数のコミューンにおいて、農地の不足が生じることが懸念されると。それで事業によって農地を失う住民が、近隣に農地を確保できないおそれがある。農業を継続する意思のある住民に対しては、近隣地に代替農地が確保されるということが基本であると。こうすることで、近隣地で代替農地が確保できないコミューンがどの程度あるのかを確認した上で、当該コミューン及び実施機関の支援内容が十分なものであるかどうか。また、住民の反応についても確認することというのが5番目であります。

6番目に最終的に決定される補償レートが、市場価格に基づく再取得価格に基づくものとなり、土地の値上がりが生じた場合にはそれを反映してくださいということですね。それから実

際の土地利用の前に支払われるということについて、文書上確保されていることを希望しますということでもあります。これが6点目です。

それから大きな項目の3番目に被影響住民との協議等についてという項目があります。これが7番目の助言案文でありますけれども、被影響住民との協議において、実施機関及び事業の関係者と、それから住民との間に十分な信頼関係というものが醸成されるように留意する。事業スケジュールと移転スケジュール、それから意見・苦情の表明のフォーマルな機会に拘泥することなく、被影響住民の十分な理解と納得を得るための時間というものをかけて、必要な工程を進めるということについて、事業実施機関とJICAと協調融資機関であるADBとの間で確認して、意識の共有化を図ることというのが、これが協議等に関連する助言ということで、大きくこの3つの項目について7つの助言案を策定したというのがワーキングでの審議で、またメール等でこういった議論を行って取りまとめたというものであります。

私のほうからの報告は以上です。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それではワーキングに参加された武貞委員、佐藤委員、何かコメントがありましたらお願いいたします。特によろしいですか。

ではほかの委員の方から何かコメントがありましたら、お願いいたします。特によろしいでしょうか。

それでは特になければ、もうこの段階で助言確定ということになりますが、よろしいですか。柳委員、特に修正はないと考えていいですね。

○柳委員 先ほど括弧書き、すみません。

○村山委員長 じゃ、括弧を入れていただいて確定というふうにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、4件目になりますが、次第のほうでは3つ目のナミビアの環境レビューの案件ですね。まず報告を岡山委員のほうからお願いいたします。

○岡山委員 すみません。いろいろとりまとめに、私の不手際で時間がかかっておりまして、いまだとりまとめの段階にあります。ご迷惑をおかけして申しわけございません。

この本件に関しましては、今もありますように、ナミビアという国の大変若い国なんです、ウォルビスベイという場所にある、もともと既に港湾になっているんですが、ここにコンテナターミナルを拡張するという事業に関する環境レビューに対する助言案となっております。事業の概要としましては、下の図にありますように、湾の中に今ちょっと突き出る形でコンテナ

ターミナルを1つつくっていく。最終的にはもう少し伸びていくんですが、本件に関しましてはまず第1段階というところで見ております。

このような事業なんですが、これに関しまして環境レビューが出ておりますから、それに対する助言案を作成しております。ワーキンググループ会合自体は2月28日に行われまして、そこから時間があつたんですが、すみません、ちょっと本件まとめるにちょっとまだ至っておりません。なお、出席してくださいました委員に関しましては、私と石田委員、原嶋委員、松下委員、村山委員、細川タカシ先生という方で、港湾空間高度化環境研究センターというところから1人特別にお招きいたしました。というのも、本件、ちょっと先にたしか地図があると思うんですけれども、こういう鳥のくちばしのような砂州が出ているところの真ん中にある湾なんですけれども、この赤いところは塩田なんです、その左横、ラムサール条約に登録されております湿地があります。そこそこかなり大型の飛来する鳥等々がおりますので、少し注意してこの環境を見る必要があるだろうということで、港湾環境の専門家の方を特別にお招きいたしました。ここにある「細川委員（臨時）」という委員は、ここの海洋環境に関して我々からちょっと助け舟を出して、助っ人として来ていただきました委員です。

なお、長谷川委員に助言案をいただきまして、かつその後のメール審議でも活発にご意見をいただいておりますので、大変失礼なんです、委員として出席されて、先ほどの私と同じように、長谷川委員はワーキンググループ会合には欠席されましたけれども、事前のコメント、メール審議を通じて参加されたということで付記したいと思います。よろしく願いいたします。

では、中身に入っていきたいと思うんですが、よろしいですか。特別なこういう立地であるということで、こちらの湾の中の環境に関して注目しつつ検討を進めました。まず1番なんです、JICAによる協力準備調査とEIAとの関係ということで、JICAが実施した協力準備調査の結果がナミビア国で実施したEIAへの反映の有無を確認すること。また反映されている項目については該当箇所、されていない項目についてはその理由を確認することということを1番としています。有無の後に「確認すること」を入れていただきたいと思います。

それから累積的・二次的影響に関しましては、ここは2番、港湾拡張に伴うウォルビスベイ市の都市化（人口増加、経済開発）の予測を評価すること。また、このウォルビスベイ市の都市化による環境影響、特にラグーンへの影響について累積的・二次的な影響としても考慮すること。

環境管理制度、環境保全制度としまして3番。当該拡張事業の実施関係者は、ISO14001

の認証取得組織であり、事業対象地域はラムサール条約登録湿地指定地に隣接しています。そのため、本事業の環境管理計画やモニタリング計画の内容や実施体制が、これら既存のISO 14001実施計画やラムサール湿地保全管理計画と矛盾なく整合性や補完性を担保していることが重要である。

4番、環境モニタリング委員会（EMC）及び苦情への対応に関する仕組みが明確でないように思われる。EMCの開催頻度や意思決定の方法などについて整理しておくとともに、事業実施によって苦情が発生した場合の対応についても確認しておくこと。

5番、事業実施機関に対して、本事業及び湾内のステークホルダーが参加する会議を定期的に行い、進捗報告・情報共有する機会を設けるよう求めること。すみません。ここから先、赤字にまだなっているんですが、また供用後においても湾内のステークホルダーによる環境情報の提供及びその共有のための協議会を形成するなど、総合的な管理体制の整備をあわせて構築するよう提案すること。

6番なのですが、こちらに関しましては、すみません。位置の重なりを確認いたしましたので、原嶋先生、これ削除ということによろしいですかね。6番は削除させていただきます。

次、7番、ラムサール条約を補完する国内法がない状況下で、自然保護地域として一定の保護活動を確認すること。

次に鳥類、生態系への影響評価としまして8、EIAでは渡り鳥への影響は少なく、対策は不要と結論づけられていますが、その根拠が不明瞭であることから、鳥類への影響評価については見直しが必要である。以下の点を確認すること。①Bird Life International等へのヒアリングによる鳥類の影響評価結果、②鳥類への影響が軽微であると保証できる建設計画、③鳥類等の保護政策、保全計画の有無、ある場合はその内容、ない場合は管理を実施する機関の実施体制・予算等、④湿地保全管理を行う機関のモニタリング内容及び実施体制（必要に応じてモニタリング実施方法、環境レポート作成のアドバイスを実施）、⑤えさ場としての機能損失の有無、及びその根拠、⑥当該干潟がラムサール条約に登録された条件を確認すること。またその条件と本事業のEIAレポートで示されている干潟の役割について、整合性があることを確認すること、⑦EIAレポート中間評価では、鳥類の追加的な調査実施を示していたが、最終評価ではこれが省かれている。その理由を確認すること。

次にいきまして、水質、水環境に関して9番。コンテナ施設によって、産業施設及び市街地の廃水など流入がせき止められ、湿地への影響が削減されるという説を立証するための根拠（コンテナ内側の水処理施設の必要性及びその建設・維持管理費）について確認をすること。

10番、魚加工工場からの廃水（水質汚濁）問題に関して、追加的な対応が強く要求されている。それら追加的な対応が実際どのように検討されているかを明らかにすること。

11番、本事業によって懸念される漁港水質悪化への対応策やその評価については明確にされていないことから再確認すること。

12番、第三者の評価（E I RのA p p . D）の中で指摘されている諸課題への対応が十分であることを確認しておくこと。

工事を中断する水質基準として、浮遊物質（S S 値）が150m g / l とされているが、この根拠を明確にするとともに、工事の中断を決定する値として適切かを確認すること。

14番、本事業によってラグーン域の水交換率が10%から15%低減することが示されているが、このような影響によって、湿地内の生態系にどう影響するのかは不詳である。緩和策として、ラグーン入り口の通水路確保や飛び砂に対する防止さくの設定などを実施機関と協議を行い、実現可能性も含め検討すること。

次に騒音ですが、15番、居住地域の騒音問題に関して、追加的な対応が強く要求されている。追加的な対応が実際どのように検討されているかを明らかにすること。

次、しゅんせつ土砂なんです、16番、入航路、回転路等のしゅんせつと——すみません、ちょっと直しますが、コンテナターミナルが位置する港湾の位置管理方法を明確にすること。またその費用を明確にしておくこととしたいと思います。

○JICA河添課長 コンテナターミナルというのはどういう。

○岡山委員 すみません。本事業が関係する港湾ということです。

入航路、回転路等のしゅんせつと、本事業が位置する港湾の維持管理方法を明確にすること、またその費用を明確にしておくこと。

16番、関連しますが、5年ごとに行われるとされるしゅんせつの影響などをどのように考慮するかを明確にしておくこと。

続きまして、海岸侵食ですが、17番、本事業による海岸侵食への影響が想定され、住民説明会でも質問されているが、対応策やその評価が不明確であることから再確認すること。

カキ養殖・漁業関係ですが、19番、カキ養殖業者を含めた漁業補償内容について、公開されている資料（E I A、J I C A協力準備調査報告書等）には記載がないことから、補償方針が確実に実施されるよう実施機関と協議を行い補償が担保されることを確認すること。

次に物流網、道路維持管理ですが、20番、本事業に関連する物流計画（例えば道路建設計画）の内容、及びその環境社会影響もあわせて整合性がとれ、実効性があることを確認するこ

と。

次に、H I VとA I D Sなんですが、ウォルビスベイは既にH I V、A I D Sの罹患率が非常に高いことが示されており、計画実施によって外部から労働者が流入することにより、さらに悪化が懸念される。十分な対策が望まれる。

次に工事中の緩和策ですが、22番。工事実施直後の影響は短期ではあるものの小さくないと判断されていることから、工事の時期をできるだけ影響の少ないと判断される季節、例えば野鳥については夏季や冬季は飛来が多いことから、これらの季節を避けるなどを選択すること。

23番、E I Aレポートで提案されている水の濁りを測定するリアルタイム観測システムは大変意欲的であり、これを徹底するとともに、観測地の公表、対処策実施の基準値、対処策メニューの準備、例えば作業速度の低減、引き潮時にしゅんせつを行うなどの関係機関で検討すること。

以上となっております。

○村山委員長 ありがとうございます。それではワーキングの委員の方から何か追加のコメントがありましたらお願いいたします。きょうご参加の中では原嶋委員、よろしいですか。

それではほかの委員の方からコメントがもしありましたら、お願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 14番の、「本事業によってラグーン域の水交換率が10%から15%低減することが示されているが」ということなんですけれども、確かに湿地内の生態系にどう影響するか不詳であると。「緩和策として」というところで、これ文章が一部飛んでいるのかなと思うんですけども、やはり10%、15%低減するというので、かなり生態系に影響する可能性が大きいということを考えると、そこに継続的なモニタリングの重要性と、あとはたしかコンテナの湾、この工事が長くなっていくわけですね。コンテナターミナルが3倍ぐらい長くなるやつですよ。

○岡山委員 はい。

○佐藤委員 といったときに、その伸びた段階での影響ということも踏まえた上で、継続的なモニタリングの仕組みであったり、生態系に対する負荷の確認というものをやっていく必要があるということを書いていただけるといいですけど。

○岡山委員 そこに関しましては、大変ワーキンググループの会議の中でもホットな話題として、実際のところは10%から15%低減するであろうということの影響に関しては、残念ながら科学的に今その影響がどうであるということが予測できないというのが現状です。

しかしながら、それが起こったことで、例えば干潟やラグーンにどのような影響が起こるだろうか。それをさらに事前に食いとめるにはどうしたらいいかという視点で、議論を相当行いました。その意味で、例えばモニタリングに関しましては、調書に盛り込まれているかとは思いますが、総合的なところで、ここから1個落として23番、一番最後に持っていったんですけれども、水質に関しての観測システムが既に中に盛り込まれていまして、これを徹底しましょうということ。それからそれだけではなくて、実は水質、あるいは環境影響に関して全体で情報交換をして進めていけるようなシステムを提案するといいいですねということで、すみません、ちょっと分かれてしまっているんですが、例えば5番、港湾のステークホルダーが参加する会議を定期的で開催して、進捗報告や情報交換という形で、全体で港湾内の環境を維持していくような対応を望むという、提案したいということで、助言案をつくっております。アドバイスということです。

それから、実際はこの14番のところだと、正直なところ、これはどう影響するかは実際のところわからないということから、それでもわからないながらに勘案するとしたら、こういうことが考えられますよねということで検討してくださいねという助言案になっています。

お答えになっていますでしょうか。すみません。

○村山委員長 佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員 やはり科学的な根拠というものが無い中での、こういう対策というのは非常に難しいとは思いますが、やはりこれだけのパーセンテージが出ているということは、何らかしら未然防止の視点というのはすごい重要なと私は直感的に感じているんですが、やはりこの中には書いてはあるんですが、やはり水の濁りだけではなくて、結局その水の中の海流による、例えば酸素の問題もそうですし、それにもたらす水のよどみによる温度の高上だって十分あり得るわけですね。そういうようなこともちょっとうまく入った上で、総合的なモニタリングの仕組みというのが入っていると、書いていただけるといいかなと思います。

23番が水の濁りを測定すると書いてありますけれども、濁りだけではなくて、やはり水の水質そのものを測定するみたいな形で。

○岡山委員 そうです。実はこれは最終的なところまでいったところで、このくらいの最大の低減ということの観測値、予想値だったんですが、例えばこのコンテナターミナルの上側ですが、そちらのほうが経済的に活発な地域であるということから、例えば生活廃水の流入がそこで食いとめられるのではないかと、それから湾内、川がありませんので、湾のこの海

流だけの水交換になっています。それがせきとめられることの湿地への影響等々というものは、それがほとんど議論のメインだったんですけれども、それに関しても一つ一つ丁寧に議論をした上で、このような助言案におさまっているという経緯があります。ちょっと中身は全部説明すると長くなってしまいうんですけれども。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○村山委員長 一応確認ですが、JICAの事業としては第1フェーズだけということですね。ですから最終的に第3フェーズまであるんですが、第1フェーズを対象にここでは議論をしたということになりますね。

高橋委員。

○高橋委員 ちょっとご質問をしたいんですが、4ページの工事中の緩和策、22番ですけれども、これの意味というのは、つまり工事実施直後の影響は短期だけれども小さくない。したがって、実施の時期をとというのは工事中の緩和策、すなわち先ほどのラグーンの通水路の確保とか、飛び砂の防止さくの設定とか、そういったことを影響の少ないと判断される鳥が少ない時期に行いなさい。そういう意味なんでしょうか。ちょっとこの意味を確認させていただきたいんですが。

○岡山委員 ありがとうございます。そうですね、これは本工事の時期だけをこの文章では言っておりますけれども、本来的には例えばしゅんせつであったり、維持管理事業であったり、環境管理事業に関しても、ひょっとしたら同じことが言えるかもしれません。すみません、これ、細川先生でしたっけ。

○村山委員長 このコメント、たしか私から出したように記憶をしています。私自身は特に工事ですね。ここ最初、埋め立てをしなくちゃいけないで、その影響が報告書の中では小さくない。短期だけれども、小さくないというふうに書かれていたので、少なくともその工事については時期を選んだほうがいいんじゃないかということなんですが、もうちょっと広げて書いてもいいかもしれないですね。

○高橋委員 この22番が工事中の緩和策という項目の中に入っていて、主語がなくて実施の時期をといきなりあるものですから、何がこれの対象なのかというのがちょっと不明確だったので、そこを明確にしていただければと思います。

○村山委員長 ちょっとその点は岡山委員、検討していただけますでしょうか。

○岡山委員 はい。

○村山委員長 それではほか、いかがでしょうか。

○柳委員 1点だけ。3のところですけども、2ページ目。整合性や補完性を担保していることは重要であるとして書いてあるのですが、重要なんでしょうけれども、助言案として整合性や補完性を担保できるように留意することとか、何か表記しないとイケないんじゃないでしょうか。よろしくお願いします。

○岡山委員 ありがとうございます。そのとおりだと思います。

○村山委員長 ほかにいかがでしょう。大体よろしいでしょうか。ちょっと私も改めて拝見をして、7番のラムサール条約との関係で、この地域が自然保護地域となっただけけれども、実際どの程度確保されているかよくわからないということなので、こういう表現になっているんですが、ほかのコメントでは制度的な裏づけも確保したほうがいいんじゃないかという話もあったと思うので、ちょっとそこも含めて表現したほうがいいかなと思います。

○岡山委員 ありがとうございます。

○原嶋委員 今の点は、当該地域のラムサール条約登録湿地で、ここについては国内法上の措置が余り十分ではないということが指摘されています。今回の助言の中で明確にラムサール条約の登録湿地について保全する国内措置、具体的には保護区の指定などを助言として要求をするという強い内容にするというのも一つの選択肢ですし、そこまで書くのは差し控えて、この程度にするかというその幅がちょっとあります。若干幅のあるところなので、ご意見をいただいております。

○岡山委員 その前のところでありましたように、実はラムサール登録実施したところと、自然環境地域が少しだけ重なっていて、全面的に重なっているわけではなかったというところでのこのあたり、議論になったかと思うんですが、その自然保護地域、自然公園になっているんですが、その公園指定地にどのような保全の制度的裏づけがあるかということが確認できていないので、それもあわせてというのが村山委員からのご意見かと思います。

それとあわせてラムサール条約自体は自然公園ではない部分が多いんですけども、そこ自体もそれを保全するための国内法がないという状況の中で、ここではまだそれでも自然保護地域ですので、一定の保護活動等、例えばNGOの活動であるとか、地域の保全活動等があるのではないかとということで、まずはそういうことも確認しましょうと。かつ原嶋委員がおっしゃってくださったように、もっと強くもし求めるのであれば、このラムサール条約湿地も本来の中の保全対象となるように、自然公園に全部カバーさせるべきだとか、いろいろ書き方はあるかと思いますが。

○原嶋委員 そこだけ言うと、原案にありました、村山先生が提案された制度的な裏づけを確

保するようにも求めるというような趣旨の表現のほうがよろしいかもしれないと、私自身は思っています。

○岡山委員 では、この7番に、村山先生がおっしゃったようにつけ加えるという形でよろしいですね。

○原嶋委員 原案に、村山先生のものがあったかと思えますので。

○岡山委員 ありがとうございます。

○原嶋委員 あとほかの方のご異論がなければということですけど。

○村山委員長 ちょっとその点はメール審議ということで、確認させていただきたいと思います。どうぞ。

○田中副委員長 手短に。ざっと見させていただいて、3点ばかりありまして、一つは4ページの20番で、本事業の関連する物流計画、例えば「道路建設計画の内容及びその環境社会影響も併せて整合性がとれ実効性があること」、この意味がちょっとよくわからないので明快にしてくださいということが一つです。つまり環境社会影響もあわせて整合性がとれ実効性があることというのは何を指摘したいのか。少しわかりますが。本事業に関連する物流計画の中に、例えば道路建設計画ってあるわけですね、本事業の中に。ということですよ。

○岡山委員 違うんです。ここ、実は……。

○田中副委員長 いいです。わかりました。じゃ、文言を整理させていただいて。

○岡山委員 削除対象ではあるんです。本事業には関連はしますけれども、本事業とはつながりでももちろん物流計画なので、物流コンテナの建設なので、当然そこに輸送のための道路も必要であろうということで、ただこれが不可分なのかどうかと言うと、ガイドラインにまさにあるように不可分な事業ではない。

○田中副委員長 わかりました。関連するという意味と、それからその環境社会影響もあわせて整合性がとれるとか、実効性があるというのは何を指しているのかって、ちょっと明確にしてください。これが1点です。

それから2点目は前に戻りまして、3ページのところですが、先ほど14番で佐藤さんがご指摘された、これは生態系のことだとすれば、位置としては8番の下に持っていってもいいのかなと思ったところです。これはご検討してみてください。水のことなので水と言えば水かもしれませんが、これは要するに主体は水の結果、生態系に影響するので緩和措置をとるということであれば、8番の下の方がいいかもしれない。これが一つです。

それからもう一つ、あと10番とか15番に追加的な対応が強く要求されているということなん

ですが、多分これ説明会とか何かそういうことなんでしょうか。ちょっとこの追加的な要求が、対応が強く要求されているというのが唐突に出てくるので、ちょっと意味がわからないので文言を整理していただいたらいいかなと思います。

以上、お願いいたします。

○岡山委員 はい。

○村山委員長 岡山委員、よろしいでしょうか。

○岡山委員 はい。

○村山委員長 二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 すみません。ちょっと教えていただきたいと言いますか。確認をしたいのですが、3番のところに「当該拡張事業の実施関係者は、I S O 14001の認証取得組織であり」とありますが、実施関係者というのは、この拡張事業を実施する予定の業者という意味でしょうか。建築の会社か何かと理解すれば良いでしょうか。

○岡山委員 だれだっけ。

○村山委員長 この点は長谷川副委員長のコメントですね。

○長谷川副委員長 これは私のコメントです。私が参考にさせてもらった文章の中では、ちょっとうろ覚えで申しわけないんですが、これを担当する向こうのお役所だったですね。港湾関係の。

○岡山委員 港湾公社です。

○長谷川副委員長 ここがわざわざI S O 14001を取っているということが強く打ち出されていましたので。

○二宮委員 そうすると、その公社が認証を受けているISO14001の中で、計画あるいは実施をする事業については環境側面に十分配慮して行うというような内容がきちんと位置づけられているということですね？というのは、I S O 14001というのは、その認証を取得している組織がどういう方針や計画を立てているかはそれぞれのケースで違います。例えば一つの事業所の中で、紙、ごみ、電気を減らしましょうということが位置づけられていたとしても、事業所、すなわちこの場合の公社が実施する事業においても環境に配慮して行うということが位置づけられているかどうかは、確認しないとわからないと思います。位置づけられているのであれば、それに基づいて、その内容に基づいた事業をしてくださいというこの助言は、非常にいい助言になると思うんですが、そうでないとI S O 14001を持っているということは、今回のこの事業自体にはあまり関係ないということにもなりかねませんので、そこだけをちょっと確認をお

願います。

○岡山委員 はい。おっしゃるとおりです。ちなみにこの事業機関、実施機関ですが、ナミビア港湾公社という政府系の機関です。実はこの写真ではわかりづらいんですけども、コンテナターミナルの部分だけが、確かに14001を取っているとしても、すぐに隣接しているもっと大きなコンテナ倉庫であったり、この工場等々は取っていなかったりするわけです。ですので、全体としては先生がまさにおっしゃったように、しても実は意味がないんじゃないかということも、当然議論にはなりまして、そこで実は5番のほうの助言につながっているわけです。ですのでここだけではなくて、全体、ほかのファクターも含めて、共に環境維持に貢献できていくような体制を整えるのがよろしいのではないかと思います。

○二宮委員 そうですね。それが非常に関連しているのであれば、このことをきちんと書くということは大事かもしれませんが、言葉は悪いですけど、隠れみの的にISO14001というと、何か環境にそれだけで配慮しているような感じがするので、そうでなければもう余り書かなくても、その他のことできちんと担保しておけばいいかと。

○岡山委員 ありがとうございます。

○村山委員長 では、ほかいかがでしょうか。

よろしければ幾つかコメントをいただきましたので、岡山委員のほうでちょっと整理をしていただいて、基本的にはメール審議で進めて確定をしたいと思います。

○岡山委員 よろしくお願ひいたします。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、最初の助言案についてはこれで終わりにしたいと思います。

ではちょっと休憩を5分程度とらせていただいて、次の議題に移りたいと思います。

(休 憩)

○村山委員長 ではそろそろ再開をさせていただきます。

次第では3つ目の議題になりますが、助言に対する説明です。具体的な事業が、ウガンダの水力開発マスタープランのドラフトファイナルレポートに関する助言です。これについては前回、2月の全体会合で、田中副委員長に進行をお願いをした会で議論をしていただいています。その中の助言に説明を要する事項があるということで、きょう時間をとってご説明をいただくということになります。資料を用意をしていただいていますので、これに基づいてまずご説明をお願いしたいと思います。

○JICA河添課長 では、審査部の河添です。よろしくお願いします。

皆様、今ガイドラインをお手持ちだと思いますので、念のため、どこが参照されるかということをお知らせいたします。ガイドラインの19ページ、別紙1の「法令、基準、計画等の整合」という部分、及び「生態系及び生物相」というところの項目、これがご指摘をいただいている点でございます。ここが今回ガイドラインの判断の根拠になるところでございます。結論から申し上げますと、私たち審査部の判断としては、今現在において、このガイドラインの当該部分において抵触するかどうかについてはまだわからないのではないかとこの考え方でございます。抵触しているかどうかの判断をするに至らない。あるいはもう少し情報を集めてみないとわからないという結論です。

その点について説明をいたします。助言の内容については繰り返しになりますので、ポイントとしては、「プロジェクトは原則として」というところですが、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施しなければならない」と書かれています。政府が法令等により自然保護として指定したというのは、国立公園等も含むという理解だと認識しております。「また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。」、ですのでここでは影響の程度が言及されているという理解であります。

また、生態系生物相という部分の第1項のところ、プロジェクトは、重要な自然生息地、または重要な森林の著しい転換、または著しい劣化を伴うものであってはならないという条項が出ています。ですので、ここの重要な自然生息地というところが、一つキーワードになってきます。また、著しい転換であるかどうかというところが判断のポイントであるという理解をしております。

ではここからガイドラインの整合性と本案件についての内容について照らし合わせて考えたところをお話しいたします。2ポツのところ、

まず別紙1の「法令、基準、計画等の整合」というところとの関連性です。このウガンダの水力開発マスタープラン、審査会でスコーピング案及び中間報告で、先般12月にはドラフトファイナルということで、3回のワーキンググループをやり、1月7日に助言が確定しているわけですが、マスタープラン策定支援の中で戦略的環境アセスメントを適用して、代替電源（火力・風力・地熱、原子力等）の検討が行われています。ステークホルダー協議の結果、そういう項目も入れてみたらどうだという提言も受けていますので、そこまで代替電源というのを比較して検討しました。その中で水力発電が最適という結論に至っている。こういう代替案の比較検討を行っています。

さらに、その次に、ロケーションの分析、絞り込みを行なっています。ウガンダ国全国にお

いて、その水力発電の開発というのが可能な地点という絞り込みを行っています。その結果、アヤゴと、あとカルマ、イシンバという3地点が抽出されたという経緯がございます。それ以外の候補地というのはあり得ない。ウガンダ国の国家的な2023年を目標にした電力需要に見合うような水力発電開発計画というのは、これ以外の地域においては難しいのではないかと思います。大規模電源、要するに小水力とかの組み合わせでは2023年の目標には至らないであろう。一方で、2023年の1,112メガワットという需要に対して、どのような最適化をしていくかということ、やはり水力の比較的大規模な開発が必要なのではないかと思いますという結論にも至っております。

この様な代替案の比較検討を行いました。その比較検討によって事業の目的を達成するための手段及び場所がほかにはないというのが一つの結論であります。ただこの事業においては、野生生物が生息する、あるいは、政府が指定した国立公園における事業であるということです。そのような地で事業を行う場合は、著しい転換かどうかという意味での検討を行わなければならないわけですが、その著しい転換かどうかということについては、このマスタープラン調査の中では言及されていないということです。あるいはマスタープラン調査の中では、S E Aの段階ではまだ詳細な情報は把握できないのではないかと思いますというのが我々の考え方です。これが1ページ目のところでございます。

その結果、後ろの2ページのところに移ります。ですので、フィージビリティ調査の結果により明らかに、影響の程度、著しい顕著な転換があるのかどうかというところを検討していく必要があるのではないかと思いますというふうに考えております。ですので、繰り返しになりますが、実施の候補地については自然保護地域として指定されている地域が含まれますけれども、一方で著しい転換かどうかについては、フィージビリティ調査の結果をもって確認していきたいというのが、現状の認識でございます。

(2) のところですが、ここでは重要な生息地、自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化というところについて、今の繰り返しになりますが、その意味では生態系生物相のところの条文に照らしてみても、本事業が著しい転換・劣化を伴うかにおいては、実際にフィージビリティ調査の中でやるE I Aの調査報告を待ってから判断すべきではないかというふうに考えます。

一方で、E I Aの結果、この著しい転換・劣化を回避できないということなのであれば、あるいはウガンダ国政府がE I Aの許認可を取得できないという場合においては、当然J I C Aはこの事業を実施しないということはある得るということでございます。

ちなみに著しい転換かどうかというところの判断は難しいという背景ですけれども、この事業は流れ込み式の発電を想定しているということで、河川の流量がどれくらい減るかによって、自然生態系への影響がどの程度生じるのかというところが検討のポイントなわけです。あるいは発電を行うに当たって、例えば取りつけ道路、あるいは流れ込み式であっても、多少土木の工事が生じるわけですので、そういったものが自然生息地あるいは国立公園など、本来的には保護すべき地域に対して著しい影響を及ぼすのかどうかという視点について、十分検討する必要がありますというわけでございます。ですので、影響の項目範囲及び程度が流れ込み式という技術を用いることにより、著しい影響が生じるかどうかというところの検討の余地があるということでございます。

私どものガイドラインの読み方はこのような考え方であります。

以上です。

○村山委員長 どうもありがとうございました。最初に確認ですが、この事業に対する助言は既に確定をしています。ですから、それを変更するというものではありません。きょうの趣旨は助言の中に書かれている納得のいく説明をここでしていただいて、これに関して意見交換をしたいということです。ただし、この件については、この事業に限らず、この助言委員会が始まってからも複数の事業に関連する議論がありますので、それも含めて少し議論をさせていただければいいかなというふうに思っております。

ではいかがでしょうか。高橋委員。

○高橋委員 すぐ退席しなければいけないものですから、ちょっとコメントをさせていただきます。

このJICAのガイドラインにあります自然保護地域内での事業ということで、私個人としては自然保護地域内で一切事業をしてはいけないということではなくて、これはいろいろな社会的な要請等で事業をせざるを得ないということもあり得るというふうには思っておりますが、ただこのガイドラインをそのまま読みますと、先ほどご説明いただいたようなことにはどうもならないのではないかと。すなわちどうもJICAさんのほうは自然保護地域の中であっても、自然に対する影響がなければ問題がないというふうに解釈をされているようですが、このガイドラインを素直に読みますと、基本的には自然保護地域の中であってははいけないということが1点。

そして、この法令計画との整合性のところですね。2番のところですけども、そしてまたこのような自然保護地域に重大な影響を及ぼすものであってはならないというのは、仮に自然

保護地域外で事業をしても、例えばダムをつくるといったようなことによって、自然保護地域内の流水量等々に影響があって、生物等に影響があるということも考えられるわけです。したがって、自然保護地域外であっても、その自然保護地域に重大な影響を及ぼすものであってはいけません。そういうふうに解釈をすべきだろうというふうに、私は思っております。

したがって、今お話しのように、全体の流れとしてはもう少し具体的に検討してみなければ判断できないというのはわかりますけれども、どうも素直にこのガイドラインを読むと、自然保護地域内であっても生態系等に影響がなければ問題はないというふうにガイドラインに書いてあるとは、ちょっと私は理解しにくいのではないかなと、このように考えています。

以上です。

○村山委員長 では、少し委員の方からご意見をいただいた後に、事務局から追加の説明があればいただきたいと思います。

日比委員、どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。基本的に私も高橋委員と全く同感でございまして、このガイドラインを読む限りは、もう繰り返しになってしまいますけれども、プロジェクトは原則としてその保護区域の外で実施すると。でこれは、中であることは明らかだと思うんですね。

唯一ここのプロジェクトが原則として云々のところを回避できるとすれば、「原則として」というところに引っかかるか引っかからないかということだけだと思うんですね。なので、これをこの案件が原則にはのっとらないと、非常に特例として進める必要があるというのは、かなり説得性を持つ必要があるんじゃないかなというふうに考えまして、そういう意味ではひょっとしたら、例えば需要云々とか、ほかに適地がないというのがそれに当たるのかもしれないんですけれども、仮にそうであったとしても、これはこのガイドラインの最初の部分の、要はこれは非常に特異な例外なんだと。本来あってはいけななけれども、どうしてもやれないといけないということを位置づけた上で進め——私は進めるべきと言っているわけではないんですけれども、きょうのご説明を聞く限りはこの最初のところの判断をどうも避けられたように聞こえたので、普通に判断すれば、もうこの2番目、3番目にいかなくて、最初のやつでも引っかかるというのが普通の解釈だと思うんですね。ですので、そうではないということなのでしたら、この助言案の納得いく説明というのでは、ちょっと不十分かなというふうに感じました。

○村山委員長 ほかに。

○柳委員 法令、基準、計画等の整合で書かれている内容というのは、別に国立公園がだめで

あると必ずしも書いたわけじゃないですよ。そうではなくて、これは我が国の例でいいますと、長野オリンピックのときにジャンプ台をどこにつくるかで、第一種特別地域に指定しているところは避けました。国立公園の中ではやっていますけれども、人の踏み込みによって第一種特別地域は特に生態系に問題があるということで外すという判断です。だから特に定めたというのは、自然公園なり国立公園の中で、特別にそこは守る地域であるというふうに、当該国で定めている地域があるということであれば、それは外すということを明記しているというふうに私は読んでいるのですけれども、ただ国立公園内での開発というのは、全くだめというふうに読むというのはちょっと読み方としては違うのではないかなというふうに、個人的には思っていますけど。

○村山委員長　ほか、いかがでしょうか。

田中副委員長。

○田中副委員長　恐らくガイドラインの、今、日比委員がおっしゃられたように、原則としてこののをどのぐらい裁量で判断するかということだと思えますね。すべての事業に対してこれが禁止しているわけじゃないんですよ。つまりこのガイドラインの規定はですね。ですから、原則は禁止だけれども、ですからまれに例外的にそれは許容される場合があるというのは含みなんだろうと思えますね。

したがって、今回の場合、その例外的なものに当たるかどうかの説明、つまり原則としてはそうなんだけれども、そうでない場合であるということが、私たちに納得されるような説明があるかどうか。そこがポイントではないかというふうに思います。ですから、私たちは原則という規定をどのぐらいの幅で、それぞれの事業に応じて判断していくのかということかなというふうに思います。

以上です。

○村山委員長　佐藤委員。

○佐藤委員　先ほどの柳委員の指摘を踏まえてなんですけれども、この対象国の国立公園というものが、やはり日本のようにいろいろな民家も入っているような中で守っていくような保全の目的と、やっぱりアメリカ等でのプロテクションの保護の取り組みで全然意味が違うと思うんですよ。だからこの国で位置づけられている国立公園というものが、本当にその保護的なものを持っているのか。保全的なものを持っているかによって、この解釈の仕方も随分変わってくるのかなと思います。

そのプライオリティに応じて、こちらもこの判断をしていくことも重要なかなと思います。

以上です。

○村山委員長　ほかによろしいでしょうか。ちょっと私なりに整理をさせていただくと、一つは国立公園の程度ですかね。国立公園であるということが、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域ということに、どの程度当たるかという論点があるかと思います。

それからもう一つは、「原則として」ということの解釈で、先ほどの説明では特にこれについてはなかったと思いますが、これについてどう考えるかという2つがあるような気がします、そのあたりで何か追加のご説明がありましたら、お願いいたします。

○JICA河添課長　ここで事実関係の話に入りますので、まず、国立公園の地区指定の話については、産業開発部のほうからお願いしたいと思います。

○JICA和田　産業開発部の和田と申します。よろしくお願いいたします。

2つ主にご説明させていただければと思いますが、まずウガンダの国立公園ナショナルパークと言われているところの存在の定義というか、概念ですけれども、ウガンダワイルドライフアクトというのが1996年に定められています。その中で、ワイルドライフコンサベーションエリアが規定されています。このワイルドライフコンサベーションエリアが一番大分類ですが、それが大きく2つに分類されていまして、一つがワイルドライフプロテクテッドエリア、2つ目がワイルドライフマネジメントエリアです。

次に、ナショナルパークはどこに位置づけられるかと申しますと、ワイルドライフプロテクテッドエリアに分類されておりまして、ワイルドライフプロテクテッドエリアには、ナショナルパークとワイルドライフリザーブが含まれています。

これは大きな分類の中の話でございまして、ナショナルパークで許可されているされている行為が5点ワイルドライフアクトに書かれておりまして、それはドラフトファイナルレポートの中での説明の繰り返しになりますが、もう一度申し上げさせていただきますと、1つ目が、バイオダイバーシティコンサベーションが最初の一つです。2つ目がレクリエーション。3つ目がシーニックビューイング。4つ目がサイエンティフィックリサーチ。最後、5つ目がエニアザーエコノミックアクティビティーというふうになっております。

ちなみにもう一つのカテゴリーのプロテクテッドエリアの中のワイルドライフリザーブ、こちらにも同様に5つ許可されている行為がございまして、1つ目がコンサベーションオブバイオリジカルダイバーシティ。2つ目はシーニックビューイング。3つ目がレクリエーション。4つ目がサイエンティフィックリサーチ。最後がレギュレーテッドエクストラクティブユーティライゼーションオブナチュラルリソースイズということで、許可に基づいた採取とかが一定程

度許可されていることになっております。以上がワイルドライフアクトの第18条に書いてある事項です。

先ほどのゾーニングの話に関しましては、このナショナルパークの中のプロテクテッドエリアのゾーニングがございまして、フィージビリティスタディの対象となるアヤゴ水力発電所の事業計画地は、モデレートツーリズムゾーンに位置づけられております。ツーリズムゾーンは2種類ございまして、インテンシブツーリズムゾーンと、モデレートツーリズムゾーンになっています。インテンシブゾーンはより動物が多くて、シーニックビューイング等とかに適するエリアということで、ツーリズム開発の重点に活用されるようなエリアの意味合いがあり、動物の生息個体数も多い場所です。

このナショナルパークについては以上の仕組みになっています。

以上です。

○JICA河添課長 あとその法律の中に、開発行為を行うときはE I Aを行うことと。その評価については環境に関する委員会において、その判断を行うことという国内法も存在するため、ウガンダ国におけるE I Aで、その承認状況というのを我々も重視するという考え方で審査を行うことになります。

○村山委員長 一応ご説明いただきましたが、追加で何かコメントがありましたらお願いいたします。

平山委員。

○平山委員 ここの法令、基準、計画等との整合の2の読み方ですけれども、先ほど委員長が言われたように、もう一つのポイントというのは自然保護や文化遺産保護のために、特に指定した区域の外で実施されなければならないという、その「特に」が一体どういう意味なのかということもあるのではないかと。ここに絡んでなのですけれども、今のご説明だと保護区域といえますか、プロテクテッドエリアではナショナルパークについては生物多様性、レクリエーション、それから景観、そして科学的研究ということのほかに、ここを皆さんお笑いになったんですけれども、エニアザーエコノミックアクティビティーというふうに言われて、だったら何やったっていいんじゃないかというふうになんてお聞きになったのではないかなと思うんですけど、多分法律のこういう書き方をするときには、上に書いてある生物多様性、レクリエーション云々に類似したような行為で、それに類する行為であることというのが当然入ってきていると思うんですね。

そういたしますと、先ほど言われました開発行為を行うためには、E I Aを行うことという

規定もあるんだというご説明もあったわけですから、このところは実際にこの場所がどういう場所であるのかということ、やはりもう少しきちんと見てみる必要があるのではないかと、という議論は、建前論としては当たると言わざるを得ないのではないかなと思うんですね。ですけど、面積がたしか3,000ヘクタールかなんかあったと思うんですけども。

○JICA和田 平方キロです。3,000平方キロメートル。埼玉県と同じくらいの大きさです。

○平山委員 3,000平方キロの広きにわたって、しかもわかっている絶滅危惧種というのが何十種類かあって、そしてこれは私、よく授業のときに言うんですけども、ほとんど1%か2%しか人間にはわかっていないというところがあるということ、生態系についてはですね。それを考えてみると、もうわからないことのほうが多いということで、そこらのところを明らかにする必要がある。そしてそれをどう考えるかというところが、このEIAの本質になってくるのではないかと、私は思うんですね。

ですから、最初からちょっと気になっていたのは、SEAでこういう結論を出してやってもいいでしょうと。こういうにストップがかかっていると思うんですけども、EIAをやるということについては、今申し上げたような、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域であるかどうかというのは、やはり厳密にEIA等によって判断する必要があるのではないかな。そしてその自然保護の専門家によれば、基本的にはこれはどう考えてもという結論というのは、ある程度はもう出ているのではないかなという気は私はしております。

○村山委員長 ほかいかがでしょうか。

○田中副委員長 追加のご説明の中で、プロテクテッドエリアで開発行為を行う場合に、EIAを行うことと。それからもう一つは環境委員会の審査を経て承認されるというのでしょうか。そういう手続があれば、このプロテクテッドエリアでも開発行為が行える。一応、その国内法上です。そういうご説明でしたね。

そうすると今回のこの事業というのは、それに当たる要件が該当するという理解でよろしいですか。

○JICA河添課長 マスタープランの中でこのような事業が提案され、まだマスタープランの成果物としては仕上がっていないわけですけども、一方でこのような事業が提案されるということについては、ステークホルダー協議等で先方政府とも協議をしているので、そもそも該当していないのであれば、このようなステークホルダー協議の中で否定されるであろうと思います。従って、この案件についてはウガンダ国の政府の中でも検討される余地があるというふう認識しております。

○JICA西野次長 2点ほど確認させていただきたいのですが、まず、まだJICAはプロジェクト事業を実施するという決断をするには至っておりません。明確にここにも書いてございませうけれども、きちんと環境影響がどれくらいなのかというのを判断した上で、最終的に事業の実施の可否を判断するということは、この（2）のほうに書かせていただいたとおりの見解です。

その上で、例外、原則をあえて外すのはどういう場合であり得るのか。実は今の段階で私たちはまだ原則を外していない、というのはまだ事業の実施の段階に至っておらず、最終的に判断するのはその事業の実施を決定する段階だと私ども認識しておりますけれども、ただ先ほど河添からご説明したように、またこの紙に書いてあるように、ウガンダの電力需要予測から、これ以外の手段、方法が今私たちが把握している限りではないという、そういうことがマスタープランで明らかになっていると認識しております。

ですので、そういうほかに手段がない中で、もしこの事業を実施したときにどれくらい環境影響があるのかを、これから助言委員会の皆さんのご意見をいただきながら、きちんと精査した上で最終的に決断したいと、そういうふうに考えている次第です。

原則をまだ外していないと言いながら、ちょっと矛盾している部分がありますけれども、なぜあえてその原則に挑もうとしているかと言ったら、そこにはこれ以外に、ウガンダが必要としている電力需要を満たす解決方法がないと判断しているから、ですのでその原則を外すこともあり得るのではないかと、今考えております。

○村山委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ちょっと次の議題もそれなりに時間が必要なんですうが、あと10分ぐらひは議論できるかなと思っているんですけど。

長谷川委員。

○長谷川副委員長 今の原則を外すかどうかという話はさておきまして、先ほど、ウガンダのナショナルパークの定義、用途をおっしゃってくれたんですけども、やっていいことが幾つか並んできましたよね。そうすると今対象になっているアヤゴという場所の国立公園が、そもそもやっていいことのどれが当てはまっているのか。追加で、モダレーテッドツアーリズムゾーンになっているというふうな説明があったんですけども、もしそれから解釈すると、ツアーリズムというか、サイトシーイングとかそういう言葉でしたっけね。そういうふうなことをやっていいという、それに当てはまるのかなというふうな気もしたんですけど、そうすると、このガイドラインからいうと国立公園ではあるけれども、この自然保護とか文化遺産保護という

ふうなことでナショナルパークになったんじゃないくて、このツアーリズムを許されるナショナルパークということであるから、このガイドラインの自然保護、文化遺産保護のための場所ではないというふうに解釈できるかどうか。その辺はちょっと J I C A さん側の判断を教えてください。

○JICA河添課長 その点ですけれども、基本、国立公園には変わりありません。国立公園の指定はあるということは我々認識しているところです。一方で、その国立公園の中にも一種地域とか二種地域という様な利用区分が存在している点も、我々も認識するところであります。

一種地域においては、これは通常規制は相当厳しいというか、開発が禁止されているのは通常であります。一方でそれ以外の地域において、ウガンダの国内法と照らし合わせると開発の余地があるということは考えられる場合があるわけです。これは日本の場合も同じですね。

ですので、国立公園かつその周辺地、いわゆる二種地域ですね、特に。そういう場合においては開発の余地もあるところではないかという認識ではあります。

○田中副委員長 国立公園の中で5つの要件がパーミットされているということで、先ほど平山委員がおっしゃられたようなことだと思うんですが、エニーアザーエコノミックアクティビティー、これは一体何を指すかということですよね。ですから解釈としては、私も平山委員がおっしゃるように、つまりサイエンティフィックリサーチであるとか、サイトシニックビューイングだとか、非常に軽くて、かつ負荷がかからない、影響を与えない。しかし科学的あるいは学術的に必要であれば、必要最小限あっていいという、これが多分大事。したがって、この⑤のエニーアザーエコノミックアクティビティーって一体何を指すのか。これが一つの判断です。

その上で、しかしそういう5つに当たらなくても、もう一段上のプロテクテッドエリアでは開発行為を行うことが許容される場合があると。その場合にはE I Aを行うことと、環境委員会の承認を得る。審査を経て承認。こういうことですよ。ですからその2段階で、要件がクリアされる。2段階といいますか、エニーアザーエコノミックアクティビティーに当たるかどうかということ。あるいは当たらなくても、仮に承認されれば、行為は許容されると、こういうことですよ。

○JICA河添課長 マスタープランでアヤゴが提案されており、そのドラフトファイナルを協議にもかけているわけですが、その段階でエコノミックアクティビティーに読み込まれないようであれば、あるいは、EIAにより開発許可が許容できないような事業なのであれば、もうその段階で、ウガンダ側から意見が出てくると思うんですね。ですので、国立公園法におい

でも開発の可能性が読み込めるという理解なんです。

○田中副委員長 読み込まれているという意味ですか。エコノミックアクティビティーにこの案件は該当しているというふうに読むわけ。

○JICA和田 再び電力課の和田ですけれども、先ほどから、エコノミックアクティビティーに発電事業が当たるかという、そういう発想ではなくて、ワイルドライフコンサベーションエリアの中で、自然の改変というのは当然ここでは促進されるわけではなくて、それについてはしないということは前提です。それにもかかわらず、開発行為として必要ある場合は、E I Aを実施した上で審議をして、許認可の判断をするということになっているので、そちらのほうが当てはまっているという理解でございます。エコノミックアクティビティーで想定されるのは、先ほど平山さんのおっしゃられた、あるいは自然保護を増進するためのツーリズムだとか、そういうところが範囲だろうという理解しております。

○田中副委員長 じゃ、もう一言だけ。したがって、私が先ほど「原則として」と言った意味は、そういうある種の本来は禁止されているプロテクテッドエリアで、いわば保全すべき対象地域なんだけれども、一定の要件のもとであれば開発行為が許容される場合がある。それは相手国政府が国内法の手続にのっとって行われた場合である。そういうことはしたがって、ここで言ういわば原則としてそうなんだけれども、そういう例外があり得るというふうに読めばいいのかなと思って理解しました。

ですから、やっぱりそういうウガンダ国のほうのこのE I Aを行うであるとか、環境委員会の審査を経て承認を得るということが、やっぱり必要な要件になるんじゃないでしょうか。もし事業を行うとすればですね。ということだというふうに理解します。

○日比委員 何度もすみません。いろいろご説明をいただきまして、少し状況がわかってきたような気がするんですけども。2点ほどちょっとつけ加えさせていただきます。

一つは、当然このガイドラインに沿って考えていかないといけないというところで、それぞれのこのガイドラインの要件に合うか合わないかという判断を、フィージビリティ調査でしていくというのはそれはそれで筋が通っているのかなというふうには思います。ただ、これはアヤゴが果たして特に自然保護のために特定した地域になるのかならないのかということ。あるいはそのガイドラインの原則というものに沿うのか沿わないのかということ以外にも、もう少し広い目で見ますと、去年、C B DのC O P 10なんかが開かれて、愛知ターゲットというものも日本で結ばれて、この保護区を地球全体でふやしていかないといけないと。その場合、当然、保護区に指定したけれども、中で開発が行われているという前提の保護区ではなくて、基本的

には守る面積をふやしていかないと。

一方でグローバルなコミットメントもあると。だからこれがだめということではなくて、そういう状況もある中で、これを進めていくということの意義というのは、ここのミクロにこの場所がどうかという以外にもっと大きな意味合いを持つと思うんですね。だから多分こういうことに詳しい人を見ると、日本のODAというのは保護区で開発をするんですねと。多分単純にそういうふうにレッテルを張られる可能性があると思うんですよ。そういう意味でも仮にプロジェクトとして進むのであれば、かなり慎重なご判断をしていただきたいというのが1点目です。

それから2点目はちょっとこれ助言案が確定していますので、もし新たなあれになって不適切であれば、別に記録していただかなくてもいいんですけども、これを見ていると、括弧書きでただし当該地域の保護の増進回復を主たる目的とすると、この「主たる目的とする」かどうかかわからないですけども、この地域の保護区の管理の状況がどれぐらいかというのは、ちょっとこれもフィージビリティを待ちたいと思うんですけども、例えばプロジェクトの中で、この水力発電と同時に、例えばここの管理をより効果的効率化するようなコンポーネントを含めるとか、そういうことも検討の中に入れていくというのも一つの考え方だろうかなと。

保護区は守らなきゃいけないという一方で、もう保護区になっているところを全部守っていたんでは、必要な開発ができないというのも、これもまた事実。ここがそうかは別にして、地球全体で見た場合にそれは事実だと思いますので、そういう意味ではそういう考え方も場合によっては検討していただくのもありなのではないかなと思いました。

以上です。

○村山委員長 では、先に岡山委員。

○岡山委員 先ほどのウォルビスベイも一緒に、こういう案件についてはやはりどうしても科学的な証明ができない、非常に難しいというのが実際のところだと思うんです。

その中で、本案件は私、ワーキンググループに入っていたんですけども、最後に満田さんが、きょうはいらっしゃらないのは残念なんですけど、現地のNGOと連絡をとって、この本件に対して大変強い意見を最後に言われたのが引っかかっているんです。こういうことであって、EIAをきちんとやることで、むしろ例外をつくるという意味ではなくて、開発は適宜進めましょうと、私は是々非々の立場でよいと思うんですけども、そのプロセスの中でNGOの意見、要は現地のことがよくわかっていて、肌でそういうことを感じて経験値として持っている方々の意見が、きちんと評価されて、それが専門家の意見として入る、評価されるプロセスで

あるE I Aであればいいのかなというふうにもちょっと希望するんですけども。

○村山委員長 ありがとうございます。谷本委員。

○谷本委員 一つだけ、最後に。代替案のことを絶対にこれしかないんだということが一つあると思うんですけども、イシンバあるいはカルマというふうなほかのドナーがというのはありますけれども、他の方法があるのであれば、やはりそちらのことも考えるというのを、私は一つだと思います。一番気になっていますのは、日比さんがおっしゃったように、日本はそんなものでいいですか、そんなことをやるんですかということですよ。この部分、やっぱり我々大事にすべきポイントだと思います。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○平山委員 短く済ませます。「原則として」に関するところで、先ほどJ I C Aのほうから、アヤゴ、カルマ、イシンバの3地点以外に候補地はないという、この事情を重視してほしいと、重く見てほしいという発言があったように思うんですけども、それがその「原則として」に当たるということで読んでほしいという何か感じを私は受けたのですけれども、これは一番最初に長谷川委員の発言に対して、私が総合評価のところでは環境だという言い方をしたと思いますけれども、こういう単純な言い方ではもちろんないんですけども、まずは環境というところを押さえなければいけないというのが、私はこういうE I Aとか何かの環境影響評価の基本にあると思うんですね。

ですから、開発の水力発電のつまり電力供給の選択肢として、ここしかないのであるということを経験として総合的に勘案して、この「原則として」が当てはまらない。例外になるという、こういう落ちつけ方というのは私は適切ではないのではないかとこのようにちょっと今では思っております。

○村山委員長 どうぞ。

○JICA西野次長 手短に。恐らく先ほど私の発言に対してのご意見だと思ったものですから。おっしゃるとおり、だから進めていいというところまでは、まだ私どもも決断しておらず、そういう要素があって、プラス環境影響がどれくらいあるかということ、これから慎重に調べて確認した上で決断は下すという段階にあります。その点はちょっと誤解のなきようご説明させていただきます。

○村山委員長 ありがとうございます。大体、想定していた時間にはなっているんですが、よろしいですか。

じゃ、ちょっと先に私のほうでまとめる気はないですが、この案件の事業については、この助言委員会の前の審査会からかかわってきているので、それも含めてちょっとお話をさせていただくと、割とこの事例についてはかなり前の上位の段階から絞り込んできて、結果的にアヤゴが選ばれているというふうに思っています。初期の段階では、電源の種類から始まって、幾つかの代替案を比較をしながら結果的にアヤゴになっているという意味で、SEAのレベルではかなり慎重にされたという気はしています。

ただし結果的に選ばれているアヤゴについていろいろ議論が出てきたように、どうしてもここで挙げられているものに抵触している可能性はあると思うんですね。一つはやっぱり対象になっている地域が該当するかどうかということと、それからもう一つは影響の程度が重要かどうかという2つがあると思うんですが、少なくとも私が、あくまでこれは委員長ではなくて、委員の一員として見る限り、指定された地域に該当しているような気がします。

そういう意味で、例外としてこの地域でやるという、これは先ほど最初に日比委員がおっしゃったことですが、例外に当たると、「原則として」から外れるということを説明をされる必要は、多分今後あるんじゃないかという気がしています。ただそれを踏まえて、影響の程度が大きい小さいかについては、おっしゃるように、今後もう少し調べないといけないということになると思うので、そこについては十分調べられた上で、このプロジェクトが実際実施するに当たって、ガイドラインに抵触しないかどうかということを議論していくことになるのかなという気がしますね。

あくまでこれ、一委員としての意見です。

じゃ、最後に。

○JICA前原課長 産業開発の電力課の課長をしております前原です。

今日はいろいろコメントをありがとうございました。皆様方のコメント、非常に理解できまして、我々も今後、ここでやるやらないと決まるのかどうか、私もしっかりは理解していないのですが、少なくとも今日いただいたコメントを一つ一つ受けとめて、次にどのような動きをとることになりましても、きちんとそれには対応していきたいと思います。

簡単ですけれども、今日すぐ答えられる部分については、今、先生方のコメントの中で幾つか補足で答えさせていただきます。

まず日比先生の2つ目のコメント。保護に対するキャパシティビルディング、その点を配慮していきたいと思います。岡山先生の現地NGOのコメントについて、現地に1月に我々が行きましたときに、ステークホルダーミーティングにも出ていただきましたナパの方々のことで

すが、特にその場ではコメントがなかったですけれども、引き続きコミュニケーションをとってやっていきたいと思います。

あと日比先生ですか、やはり日本が保護区で開発するというとレッテルを張られたり、レピュテーションの部分も懸念されるというところはごもっともで、ここも慎重に実施します。ただ先方の開発という観点でどうしてもここでやらざるを得ないとき、日本だからこそ、ここまですちゃんと配慮してやったという形にできるように我々やっていきたいと思いますので、今後もし進めることになりましたら、引き続き助言委員会での助言をいただければと思っております。

以上です。

○村山委員長 どうもありがとうございました。それではまだご意見はあるかもしれませんが、この件についてはこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、きょう最後の議題になりますが、来年度、というか来月からですが、委員会の運営方法について少し見直しをしたいということが、事務局から提案がありますので、まずご説明いただいて少し議論をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○JICA河野課長 それではご説明させていただきます。

お手元のペーパーの右側上のほうに、3月4日助言委員会事務局と書いてあるペーパーでございます。3点ございまして、1点目が、ワーキンググループ検討用資料の送付についてということでございます。これまで担当のワーキンググループの委員の方々には資料一式をコピーで送らせていただいたということですが、かなり膨大になるケースが相次いでおりまして、これについて今後この見直し案に書いてあるとおりにさせていただきたいというものでございます。

まず1点目ですけれども、全員の方々に資料一式のデジタルデータを送付させていただきます。これは従来からと変更ないということです。担当のワーキンググループの委員の方々には、資料一式のうちの附属資料等を除いた部分のコピーを送付させていただきます。例えばE I Aであれば本文のみ、調査であればプロジェクト概要と環境社会配慮に関連する資料のみということでございます。ただ、コピー資料に含まれないページやカラーページについては、デジタルデータをごらんになっていただきたいと思います。ご要望に応じて、コピーがやっぱり必要だということであれば、それは対応させていただくということでございます。

続きまして、2点目ですけれども、ワーキンググループ委員の選定方法ということでござい

ます。これまでスケジュール調整を容易にするために、数カ月先までワーキンググループの開催候補日を設定させていただきましたけれども、かなり先になってしまいますので、委員の方々にご予約を押さえていただくということが難しいという状況です。直前になるとやはりなかなか委員の数がそろわなくて、スケジュールの再調整ということが行われてまいりました。それでご提案ですけれども、新年度につきましては、今回いただきましたアンケートに基づきまして、グルーピングを行いたいと思っております。それであらかじめ日を設定させていただいて、そこについては基本的に予定をおさえていただきたいと思います。

お手元のペーパーを1枚めくっていただきまして、「会合日程」というペーパーが入っているかと思いますが、ここに我々のほうで、月曜日と金曜日のワーキンググループのメンバーについて決めさせていただいております。多くの委員の方々は金曜日は大体アベイラブルなのですが、月曜日の方が限られているというところで、月曜日のグループと金曜日のグループに分けて、その中から皆さんが均等になるような形で選ばせていただいております。

この予定表に従って、まずはできれば予定を押さえていただいて、もし仮にこれで都合が悪いということであれば、さらにどなたか入っていただくということを考えたいと思います。ここでは4名ご指名しておりますけれども、必ずしもこの4名に限定するということではなくて、ご希望があれば、その会合に出ていただくことももちろん可能であるということでございます。ただ余り何も決めずに直前になって決めると、なかなか皆さんのご都合が合わないものですから、まずはこのコアグループのメンバーを我々のほうで決めさせていただきたいというご提案でございます。

3点目ですが、臨時委員の話でございます。今回、ナミビアの案件で潮流の専門家の方に臨時委員をお願いいたしましたけれども、その過程で村山委員長から、選考の方法については今後議論されたいというお話がありました。それで、特にここに書いてあります特殊な分野の、水理、水文、生態系や文化遺産、先住民族等の案件が出てきました場合には、臨時委員を選定していきたいと考えております。

それでこの四角に入っているところですが、まず規定ですが、どのように書いてあるかといいますと、助言委員会の設置要綱には補充の場合、または臨時委員の場合には公募によらず委嘱することができます。この場合は委員会で確認するということになっております。それでここからはご提案でございますけれども、まず候補者の検討というところで、案件の選定の迅速性と、あと委嘱が一時的であるということを考慮しまして、助言委員の方々もしくは我々のほうから何人か候補者を立てていただきます。

続きまして選考でございますけれども、原則として委員長、副委員長の3名の方々に審査していただきます。選考の結果につきましては、選出者の経歴とあわせて委員の方々にご報告して、同委員を臨時委員として委嘱することを委員間で確認するというところでございます。委員会で確認すると書いてありますのは、全体会合ですと月に1回ということで、なかなか機動性に欠けるというところもありまして、ここにつきましてはメールでも確認の作業をさせていただければと思っております。

4点目として、委嘱の要件でございますけれども、委嘱は案件ごとに行いまして、臨時委員の全体会合の参加は必須としないという形にしたいと思っております。

事務局のほうからは以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。ご紹介いただいた3点について、見直しをしたいということです。

ちょっと1つずついきたいと思いますが、まず1点目の資料の送付ですが、これまでワーキングの委員の方にはすべての資料を送っていたんですけれども、物によってはすごい量になっちゃうと。1箱送られた委員の方々もいらっしやったと思うんですが、ちょっとそれはかなり送る側も送られた側も大変なので、本体部分ですね、附属資料以外を送付するということにしたいということですが、この形でよろしいでしょうか。

もしご異論がなければ、この形で進めさせていただきたいと思います。

それでは2点目ですが、委員の選定方法ですけれども、これまでは全体会合のたびに、ワーキングの委員を募っていたわけですが、あらかじめ2枚目にありますように、割り当てておきたいと。これをベースにして、追加の委員が、ご希望があれば加えていくということになります。このような形をとりたいということですが、これについてはいかがでしょうか。

○長谷川副委員長 原則、先ほど原則という言葉が出てきまして、原則としてはよろしいと思います。ただ私の事情、ほかの方でそういう方はいるかもしれませんが、月曜日以外はなかなか会合に出られませんが、月曜日に担当にずっとさせてもらっているんですけれども、この中のメンバーのだれかが主査になって、全体会合で発表するということになります。全体会合の数がやはり金曜日のほうに少し偏っていくと、ワーキンググループは出られるんだけれども、主査はもうほかの方に頼りっきりで、どうしても全体会合でできないということがあるものですから、できたら主査も満遍なく公平にできるように、月曜日出られる方も主査ができるように、月曜日の全体会合をもうちょっと多くしてもらえないかなということなんです。

無理であれば、主査をしないほうが楽は楽なので、それで結構なんです。

○JICA河野課長 わかりました。月曜日の全体会合については調整させていただきたいと思います。

○田中副委員長 私も実は別の主査、別のワーキングで主査がある先生がなされて、私が引き継いだことがありまして、報告だけは引き継ぐということをやったこともあります。急遽、やっぱり主査が出ない。そういうこともあるかもしれません。

○村山委員長 では、一つは全体会合について、月曜日の会をもう少しふやせないかどうかということを検討していただくと。ただ一方で、主査を行っていただいても全体会合で別の方に報告をしていただくということもこれまでありましたので、その点も含めてご検討をいただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。原嶋委員。

○原嶋委員 環境レビューの場合とそれ以外の場合で、大分負担が違いまして、環境レビューの場合のコメント期間のとり方とか、あるいは資料の送付の仕方とか、あと先ほども言った人数が、環境レビューの場合に4人で本当にいいのかということと、2つに分けてやっていくことがこれから重要ではないか。これまでの経験で強く感じましたので申し上げておきます。

○村山委員長 今の点はいかがでしょうか。

○JICA河野課長 この4人のメンバーの方々はコアのメンバーということで、これに限るということではございませんので、もちろん環境レビューで必要だということであれば、もっと人数をふやしていただいても構わない、ということかと思います。

○村山委員長 ちょっと今、具体的な事業がまだ割り当てられていないので、少し議論しにくいところはあるんですけど。基本的には環境レビューのときには少し多目の委員でもいいのかなということと、それから原嶋委員がおっしゃったように、コメントの期間、やはり読むべき資料の分量がかなり違うので、少しそのあたりは考慮いただければということですね。

では、ほかいかがでしょうか。基本的にはこういう形で先に割り当てていただいて、実際には案件がない場合もありますので、ここから削除されるワーキングの会合もあると思いますが、この形で進めさせていただくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは2番目はそういう形で行いたいと思います。

最後、3番目ですが、臨時委員について、先ほどのナミビアの案件で初めて採用したわけですが、今後はこのような提案の形で進めたいということです。いかがでしょうか。よろしいですか。

平山委員、どうぞ。

○平山委員 ここに補充すべき分野の例ということで、水理、水文、生態系、文化遺産、先住民民族が書いてあるのですが、これまで長い間この審査会といいますか、助言委員会に出席していて感じるのは、特にE I Aの基本、前提となるデータの信頼性といいますか、そういったものがもう少し何とかならないのだろうか。これはもう何度も会議の席上で、ちょっと申し上げて、苦い顔をされているところなのですけれども、やはりそれなりのE I Aの手続をとったというからには、一番新しい、それから一番見通しのいい、それから正確な信頼性のあるデータを集めるというのが非常に基本的に重要なことではないかと思いますので、ここに書いてあるのは分野の例ということで、これだけに限るということではもちろんないのしょうけれども、そういうモニタリングとか分析、測定に関する専門家というのも、私は場合によっては必要になることが多いのではないかという気がちょっとしております。

○村山委員長 ありがとうございます。恐らく平山委員のお話しのあった点は、技術的な知識が豊富な方に加わっていただいたほうがいい案件があるんじゃないかということだと思います。

これまでも平山委員からはたびたびその点についてはご指摘をいただいているわけですが、特に環境負荷の大きなことが考えられる案件については、そういった方にも参加をしていただくということがあっていいと思っています。そういう意味で、ぜひ平山委員から必要があれば、そういった臨時委員をご推薦いただいて、今後は加わっていただければいいかなと思いますが。

ただこれを行うためには、ある程度前もって案件のご説明をいただいた上で、ワーキングがその後少なくとも一月後ぐらいには開かれるというように、少し時間的な余裕が必要だと思いますので、その点も踏まえて、ぜひご検討をいただければと思います。

ということで、よろしいでしょうか。どうぞ。

○長谷川副委員長 先ほどワーキング会合のメンバーの表をいただいたんですが、そのたびに確認をとってくれると思うんですが、今のうちからここに名前が挙がっていて、この日はちょっと都合も入っていますよということは、早急にお知らせした方がよろしいんですか。

○JICA河野課長 そうですね。そちらのほうの方がよろしいかと思います。

○柳委員 4月22日に私入っているのですが、ちょっと海外に行っていて日本にいませんので、この日にちは都合が悪い。それでもし可能でしたら、5月9日にはもう帰っていますので、5月9日のほうで担当させていただければと思います。

○JICA河野課長 わかりました。

○村山委員長 ちょっと4月については確認しておいたほうがいいですね。4月の点で、もう

既に都合が合わないという方、いらっしゃいますでしょうか。

○長谷川副委員長 帰らないとわからない。

○村山委員長 じゃちょっときょうご欠席の委員の方もいらっしゃるので、これをベースに一応確認をしていただいて、調整をしたほうがいい点があれば、ぜひ早目にお願いいたします。

ではよろしいでしょうか。

それでは、最後の点も一応お認めいただいたということで、来年度、4月以降、この形で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○JICA河野課長 あとスケジュールの確認をさせていただきます。

1枚目の議事次第の裏になるのですが、メールで既に送らせていただいていますけれども、4月1日の全体会合ですね。これは3時から6時までで、考えております。5月13日の第2回全体会合、これが3時半から6時半で、考えております。4月25日のベトナムのロンタン新空港T P Pの事業ですね。このスコーピング案でございますけれども、このワーキンググループにつきまして、担当委員の方をこの場でできましたら決めたいと思っております。

○村山委員長 この表でいいんですか。

○JICA河野課長 失礼しました。提案されたもので、既に4人の先生方は決まっていますので、それ以外の方で、もしご希望があれば、お願い致します。

○村山委員長 4月25日で既に割り当てられている委員の方々以外に参加可能な方、委員はいらっしゃいますでしょうか。

特に今の時点ではいらっしゃらないということですかね。

○JICA河野課長 それでは4月1日に、また全体会合がありますので、そのときに決めさせていただくということと、あときょうのとりあえずのプロポーザルにつきましては、またメールでお渡しさせていただいて、もし難しいようであれば、事務局のほうにご連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○村山委員長 そのような形で進めていただければと思います。

それでは、ほかに何か委員の方々からありますでしょうか。よろしいですか。

では、きょうの全体会合、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後 5時06分閉会